

資料 2

坂井市 子ども・子育て支援事業計画 素案

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の法的位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	1
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	2
1 統計による坂井市の状況.....	2
2 アンケート調査結果の概要.....	9
3 目標事業量に対する達成状況.....	17
4 各施策目標の達成状況.....	18
第3章 計画の基本的な考え方（案）	21
1 子ども・子育ての基本理念.....	22
2 基本的視点.....	23
3 施策の体系.....	24
第4章 基本施策の展開（案）	25
1 子どもが笑顔で育つまち.....	25
2 家庭が笑顔で育つまち.....	31
3 地域が笑顔で育つまち.....	38
第5章 量の見込み及び確保の内容	43
1 教育・保育提供区域の設定.....	43
2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容.....	44
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	44
第6章 推進体制	51
1 計画の推進に向けて.....	51
2 計画の評価・検証.....	51

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからのまちをつくる大切な存在です。社会の希望であり、未来を作る力である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備していくために、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

全国的にみても、出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行により、子育てをめぐる状況は大きく変化しています。核家族化の進行等による家族構成の変化や地域のつながりの希薄化は、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱くことにもつながっています。

国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。この 3 法に基づいて平成 27 年度から施行される新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3) 地域の子ども・子育て支援の充実、が目指されることとなっています。また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市区町村及び事業主に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

坂井市においても、子どもたちにとってふさわしい幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、「坂井市次世代育成支援行動計画」をふまえながら、「(仮)坂井市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）として定められるものです。

本計画の策定にあたっては、総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

3 計画の期間

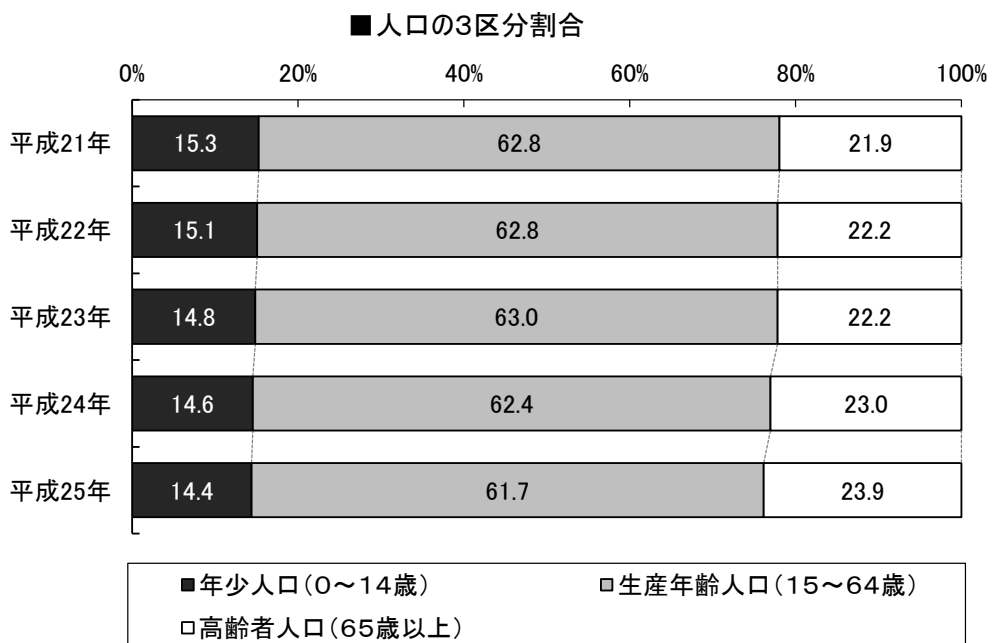
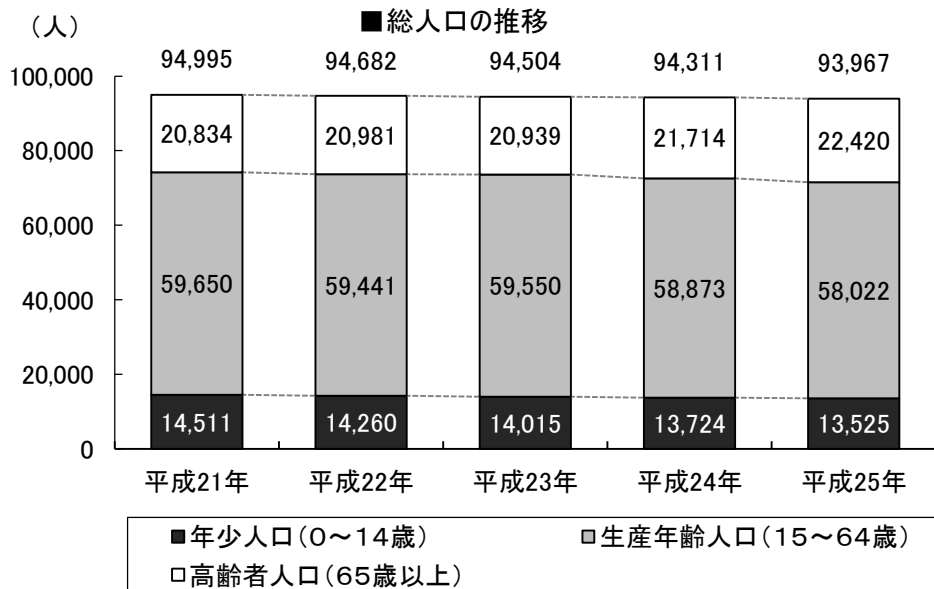
本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による坂井市の状況

(1) 人口の状況

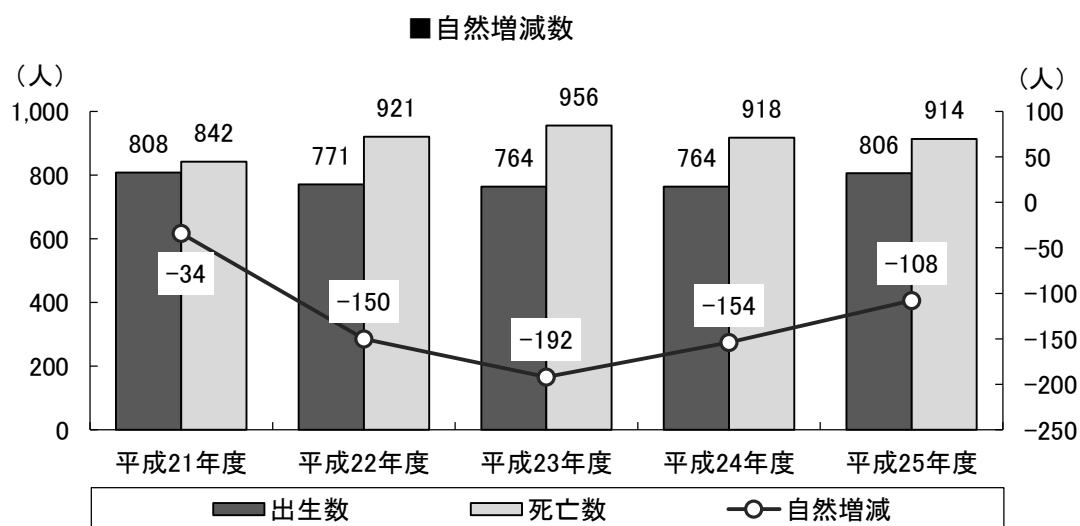
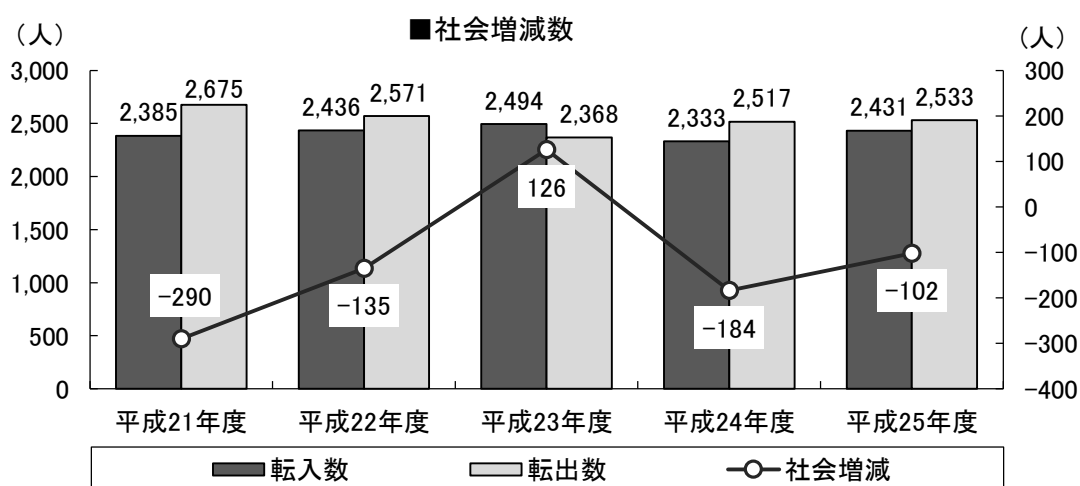
人口の推移をみると、総人口は平成21年度以降、減少を続けています。年齢3区分割合をみると、5年間のうち、年少人口割合は0.9%減少、高齢者人口割合は2.0%増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



資料:住民基本台帳 各年10月1日現在

(2) 人口動態

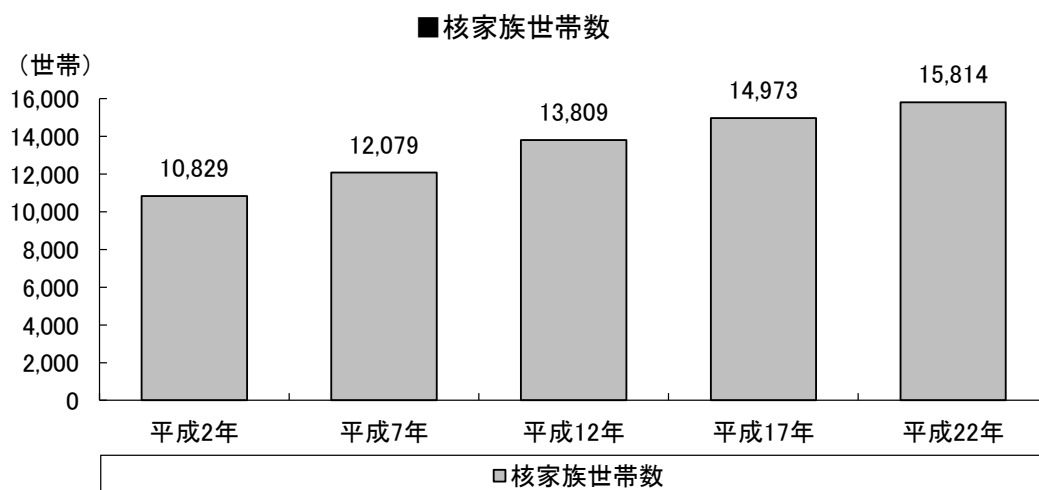
社会増減数をみると、平成21～25年度のうち、平成23年度は転入数が転出数を上回り126人増となっているものの、それ以外の年では、転出数が転入数を上回っています。自然増減数をみると、出生数が800人前後、死亡数が900人前後を推移しています。社会動態、自然動態の双方からみて、毎年人口は減少を続けています。



資料:市民生活課

(3) 世帯の状況

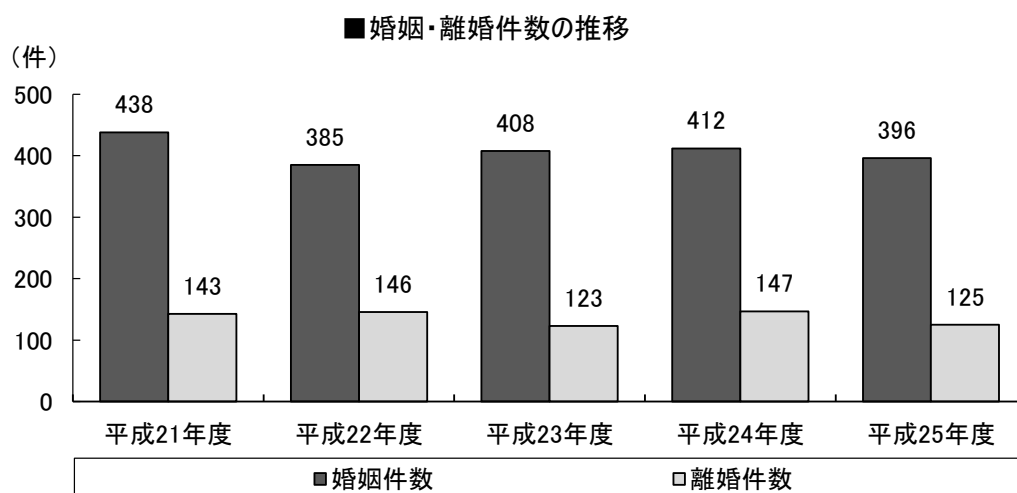
核家族世帯数をみると、過去20年間で約1.5倍増加しています。



資料:国勢調査

(4) 婚姻の状況

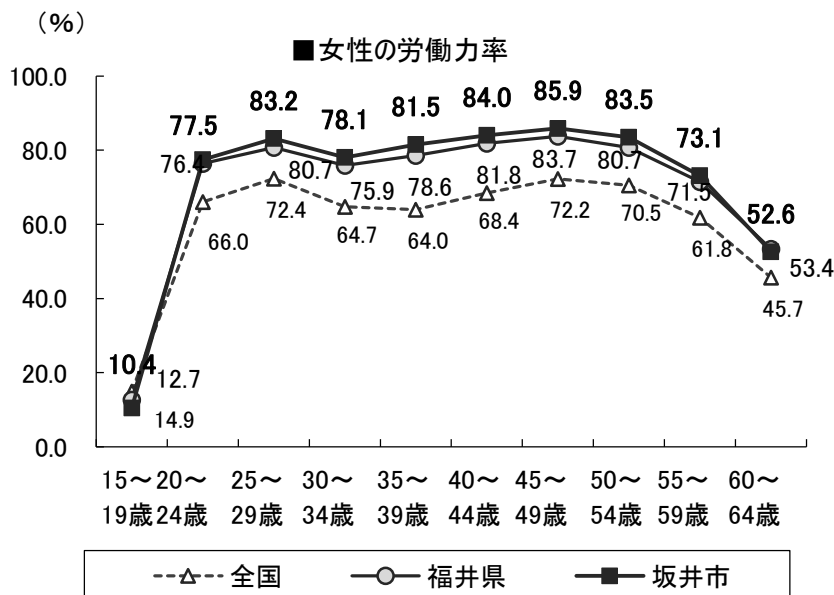
婚姻件数は年間400件前後、離婚件数は130~140件前後を推移しています。



資料:市民生活課

(5) 女性の就労の状況

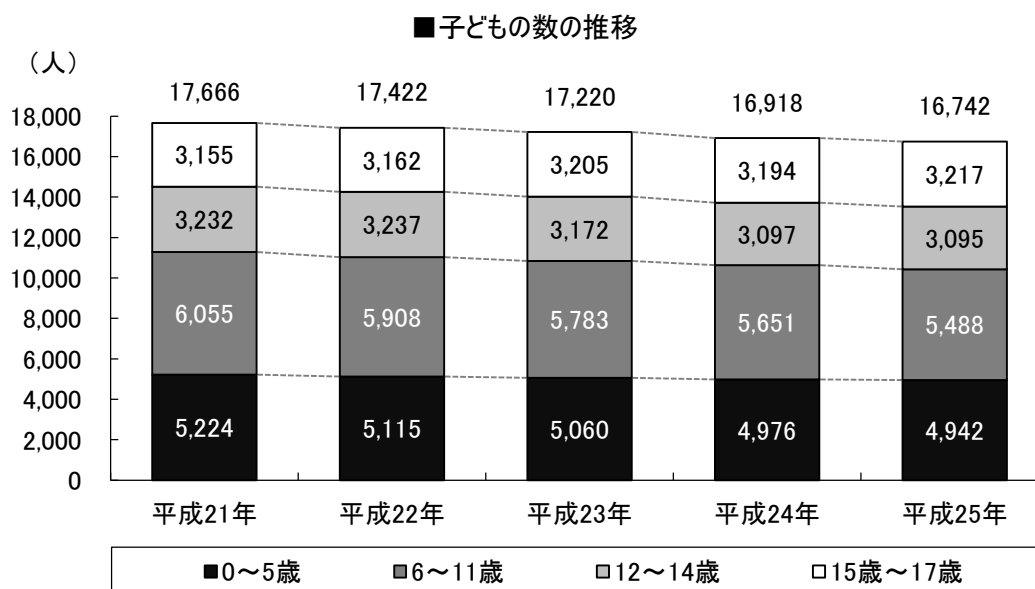
女性の就労状況をみると、坂井市は20～59歳までのすべての年代において、女性の労働力率は、全国と福井県を上回っています。



資料: 国勢調査(平成22年度)

(6) 子どもの数の状況

子どもの人口も、年々減少を続けています。



資料: 住民基本台帳 各年10月1日現在

(7) 幼稚園・保育園の状況

幼稚園・保育園の状況を見ると、幼稚園において学級数、利用者数が年々減少する一方で、保育園の利用者数は年々増加しています。保育園の定員数は増減しながら推移していますが、年間を通した待機児童は発生していない状態です。

■幼稚園の状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
幼稚園数<休園含む> (園)	20	20	19	19	19
学級数 (学級)	42	38	38	34	31
利用者数 (人)	587	563	540	556	447
教員数 (人)	84	73	65	59	62
職員数 (人)	0	0	0	0	1
修了者 (人)	416	422	386	379	383
就園率 (%)	47.2	45.0	43.4	42.9	43.4

資料：学校教育課(各年5月1日現在)

■保育園の状況

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
公立	定員数 (人)	2,305	2,305	2,305	2,095	1,985
	利用者数 (人)	1,948	1,956	2,014	1,862	1,834
私立	定員数 (人)	1,085	1,115	1,115	1,235	1,420
	利用者数 (人)	1,110	1,153	1,157	1,306	1,466
合計	定員数 (人)	3,390	3,420	3,420	3,330	3,405
	利用者数 (人)	3,058	3,109	3,171	3,168	3,300

資料：子育て支援課(各年4月1日現在)

(8) 坂井市の子育て支援サービスの状況

延長保育は、各年2万人前後の利用がみられます。

■延長保育(利用延べ人数)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
公立	8,218	8,153	8,969	8,828	8,246
私立	12,458	11,064	9,913	12,236	13,171
計	20,676	19,217	18,882	21,064	21,417

資料：子育て支援課

一時預かりの状況をみると、保育園における一時預かりは年間 1000 人前後の利用、地域密着型一時預かりの利用者数が各年大きくのびています。

■保育園における一時預かり(利用延べ人数)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
公立	412	292	130	192	93
私立	635	566	868	675	993
計	1,047	858	998	867	1,086

■地域密着型一時預かり(利用延べ人数)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	685	1,596	1,793

※地域密着型一時預かりは、平成 23 年7月より開始

その他各種事業の実施状況をみると、病児保育事業の利用者数の増加が顕著となっています。利用ニーズを的確に把握したうえで、受け入れられるように体制を整備していくことが重要です。

■すみずみ子育てサポート事業(一時預かり・生活支援)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用延べ人数 (人)	1,537	1,387	1,394	1,809	1,971

※平成21、22年度は1か所、平成23年度以降は2か所で実施

■病児保育事業

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用延べ人数 (人)	263	268	962	1,293	1,395

※平成21、22年度は1か所、平成23年度以降は2か所で実施

■病後児保育事業

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用延べ人数 (人)	223	208	333	288	357

※平成21、22年度は1か所、平成23年度以降は2か所で実施

■体調不良児保育事業

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用延べ人数 (人)	379	435	320	355	0

※平成25年度は看護師の配置ができなかったため実施なし

■ショートステイ事業

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用延べ人数 (人)	0	11	31	17	13

■放課後クラブ実施状況

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
公立	クラブ数	18	22	23	24	26
	児童数 (人)	865	790	802	733	920
民間	クラブ数	9	9	10	9	7
	児童数 (人)	390	311	354	320	267

※各年4月1日現在 登録者数

■児童館利用状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
月平均利用者数 (人)	6,088	6,209	5,702	5,570	5,661

■子育て支援センター実施状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
月平均利用者数 (組)	1,421	1,561	1,319	1,351	1,236

※平成25年4月に1か所閉鎖

■つどいの広場事業実施状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
月平均利用者数 (組)	380	472	663	789	907

※平成21、22年度は2か所、平成23年度以降は3か所で開催

資料：子育て支援課

(9) 小学校の状況

坂井市には、20 の小学校があり（うち 1 校は平成 22 年より休校中）、教員数と児童数はゆるやかな減少がみられます。

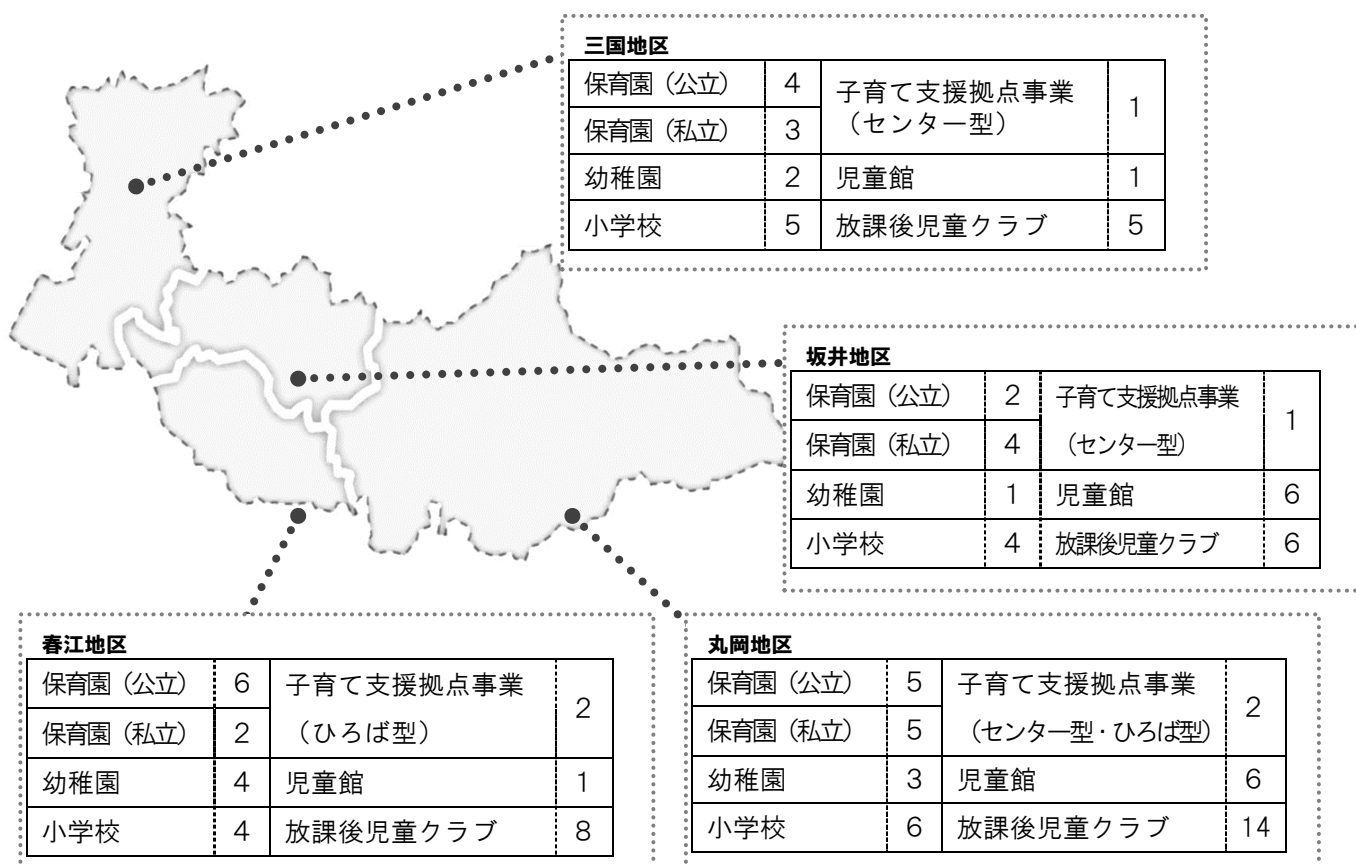
■ 小学校の状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
学校数<休校含む> (校)	20	20	20	20	20
学級数 (学級)	230	230	233	230	229
教員数 (人)	392	389	375	367	365
職員数 (人)	57	80	72	53	54
児童数計 (人)	6,025	5,924	5,764	5,613	5,521
1年生 (人)	881	937	889	883	882
2年生 (人)	1,060	880	939	884	885
3年生 (人)	961	1,060	885	939	884
4年生 (人)	1,029	964	1,057	882	938
5年生 (人)	1,049	1,028	970	1,056	871
6年生 (人)	1,045	1,055	1,024	969	1,061

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

出典：福井県学校基本調査

(10) 地区別にみる子育て支援施設の配置状況

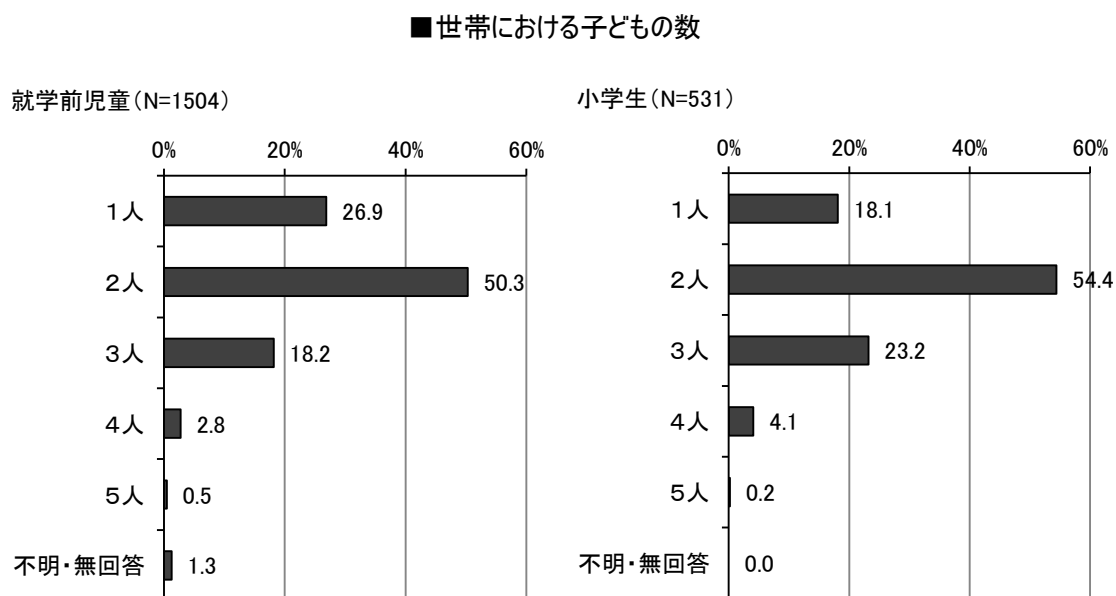
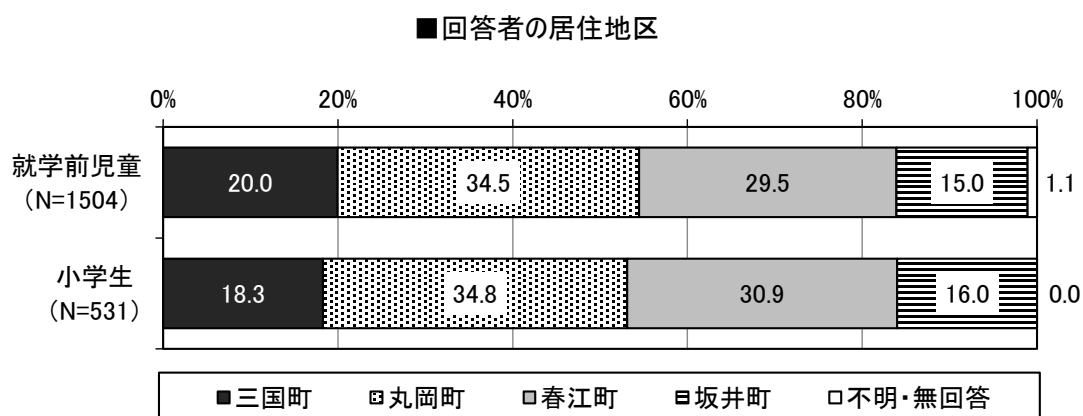


資料：子育て支援課（平成 26 年 4 月 1 日現在）

2 アンケート調査結果の概要

(1) 回答者の状況

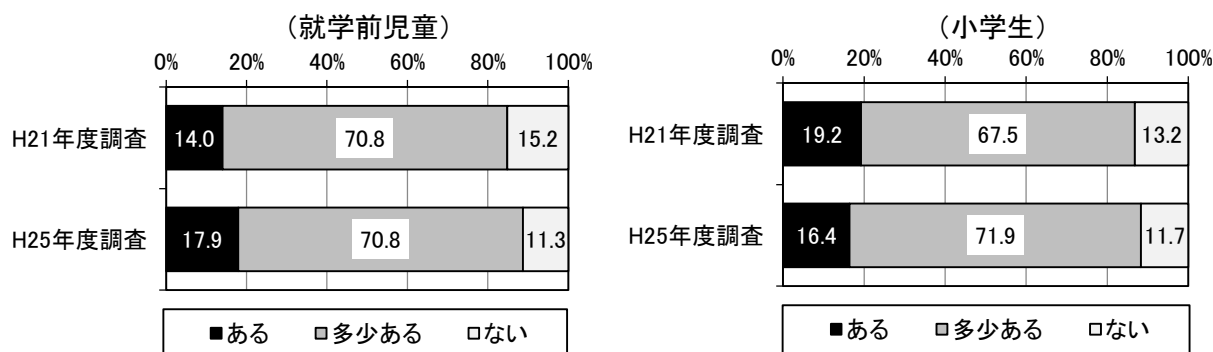
回答者の居住地区をみると、就学前児童・小学生ともに丸岡町が最も多く、坂井町が少なくなっています。各世帯での子どもの数は、就学前児童・小学生ともに「2人」が多くなっています。



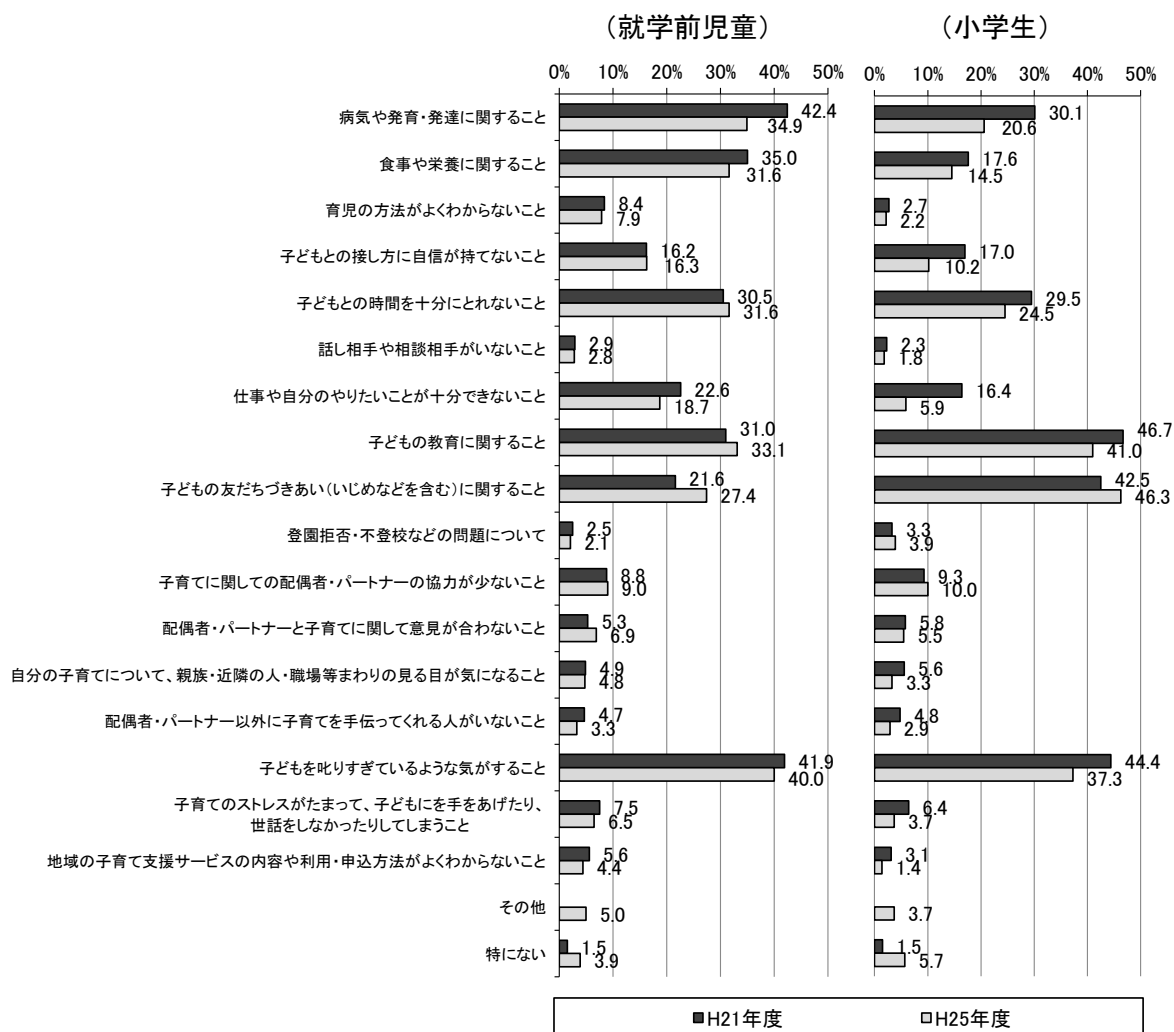
(2) 子育ての不安や悩みについて

前回の調査と比較してみると、就学前児童では、「ある」と答えた割合が高く、小学生では低くなっています。不安や悩みの内容をみると、就学前児童では、「育児の方法」や「病気や発育・発達に関すること」など、保護者自身の対応に関する不安が比較的多く、小学生では「教育」や「友だちづきあい」など子ども自身の育ち方に関する不安が多くなっています。

■子育ての不安や悩みの有無×経年比較



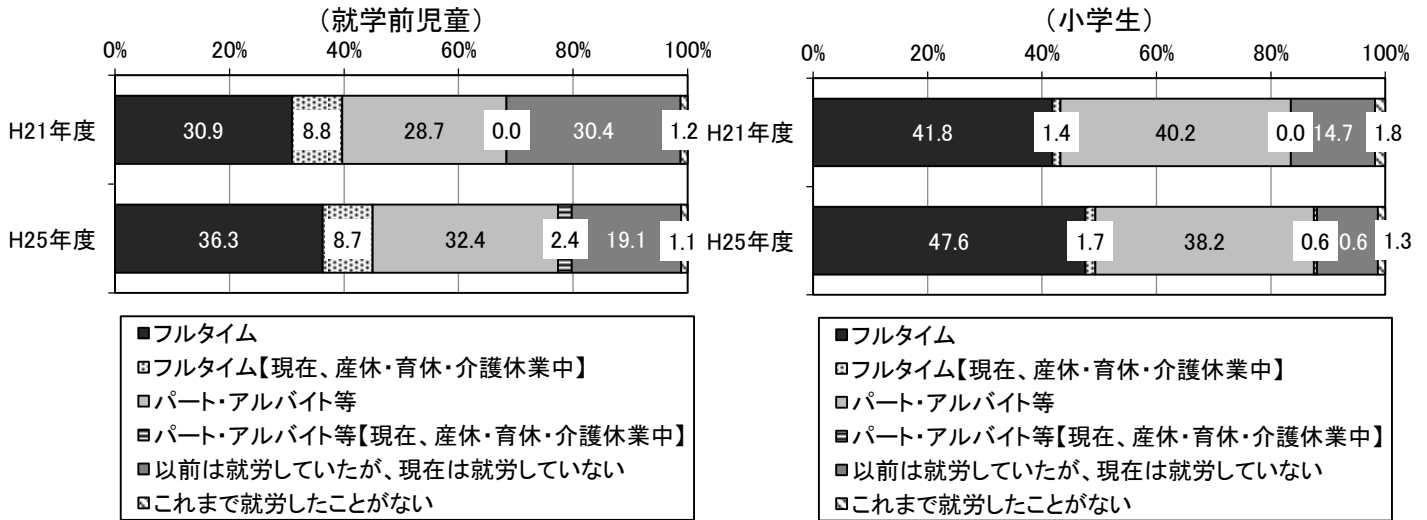
■子育ての不安や悩みの内容×経年比較



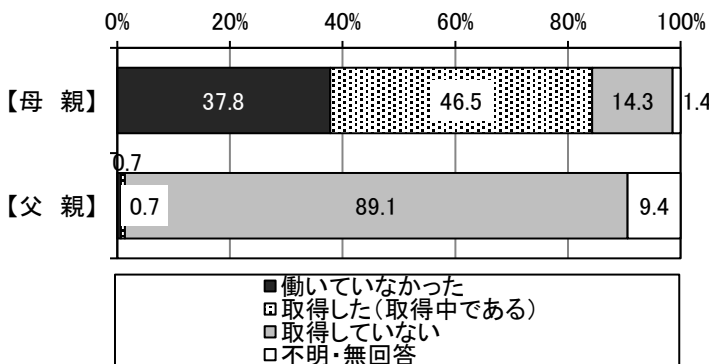
(3) 保護者の就労状況

前回の調査と比較してみると、就学前児童、小学生でどちらも、何かしらの形で就労している割合が高くなっています。特に小学生の母親は、半数近くがフルタイムで働いています。就学前児童の保護者の育休取得状況をみると、女性は半数弱の方が取得している一方で、男性は0.7%に留まっています。

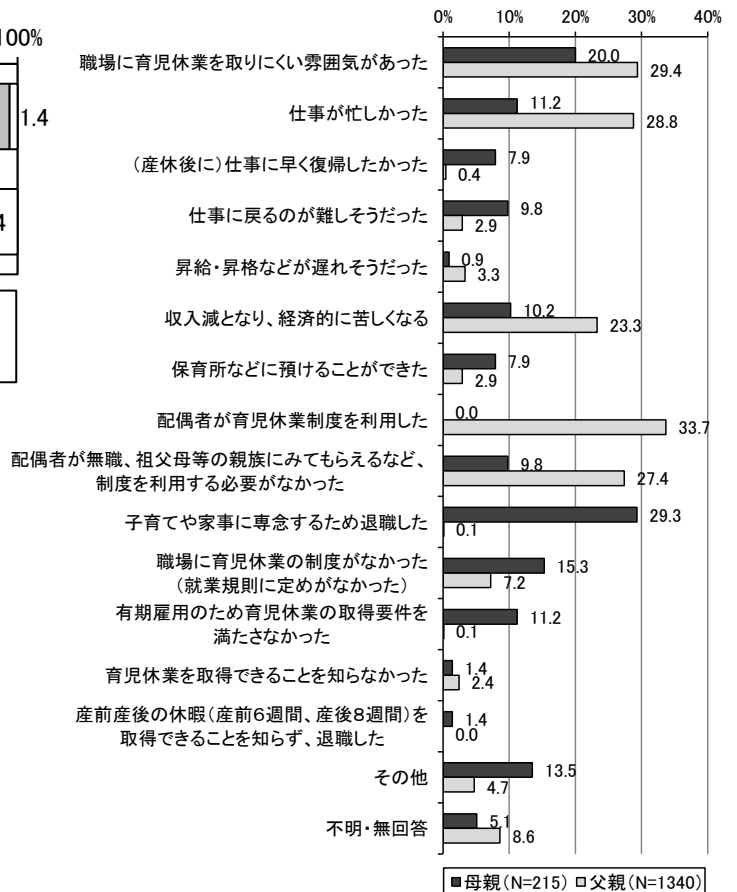
■母親の就労状況 × 経年比較



就学前児童(N=1504) ■育児休業の取得状況

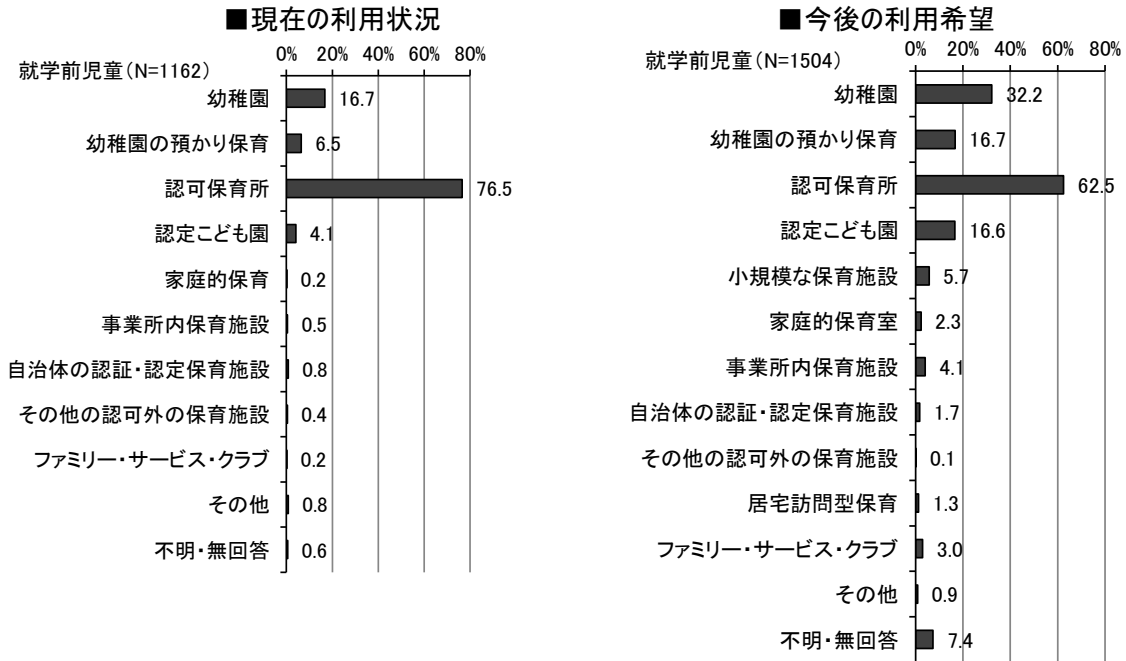


■育児休業を取得しなかった理由

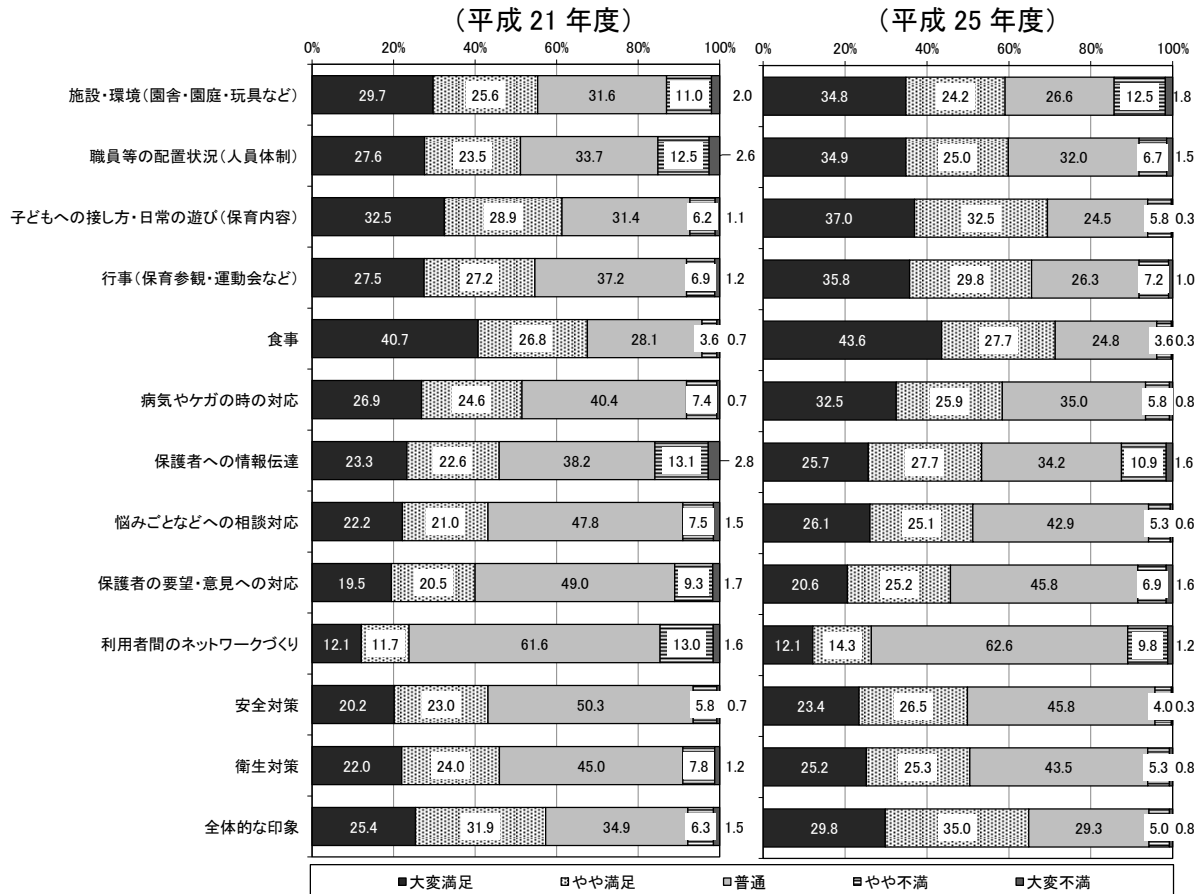


(4) 就学前保育施設の利用状況（就学前児童）

今後の利用希望では、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認定こども園の回答が高くなっています。就学前施設に関しては、各項目で満足度に増加がみられます。



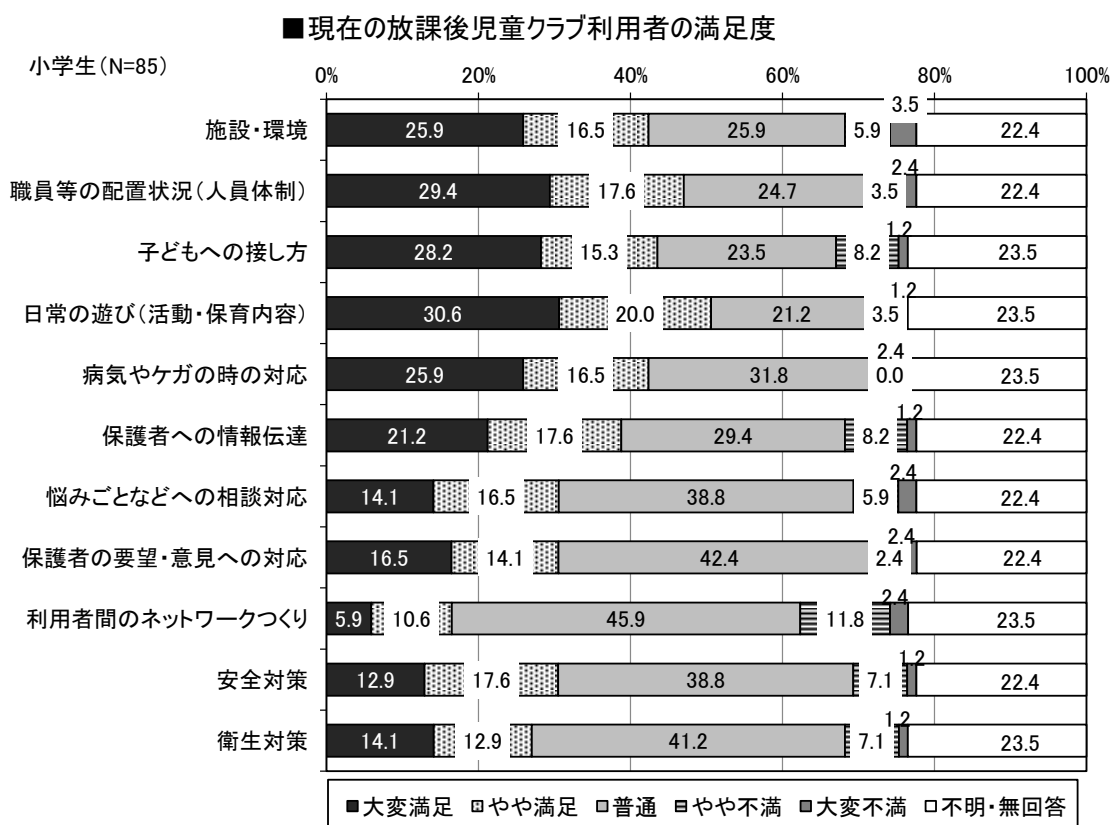
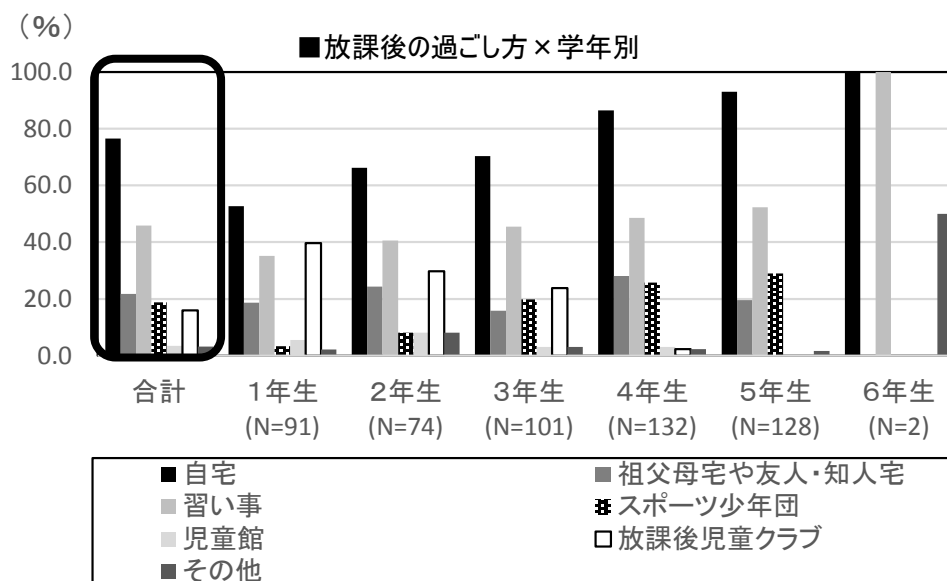
就学前施設に対する満足度×経年比較



(5) 放課後児童クラブの利用状況（小学生）

小学生の放課後の過ごし方についてみると、放課後児童クラブは1年生から4年生まで利用がみられますが、学年があがるごとに減少しています。

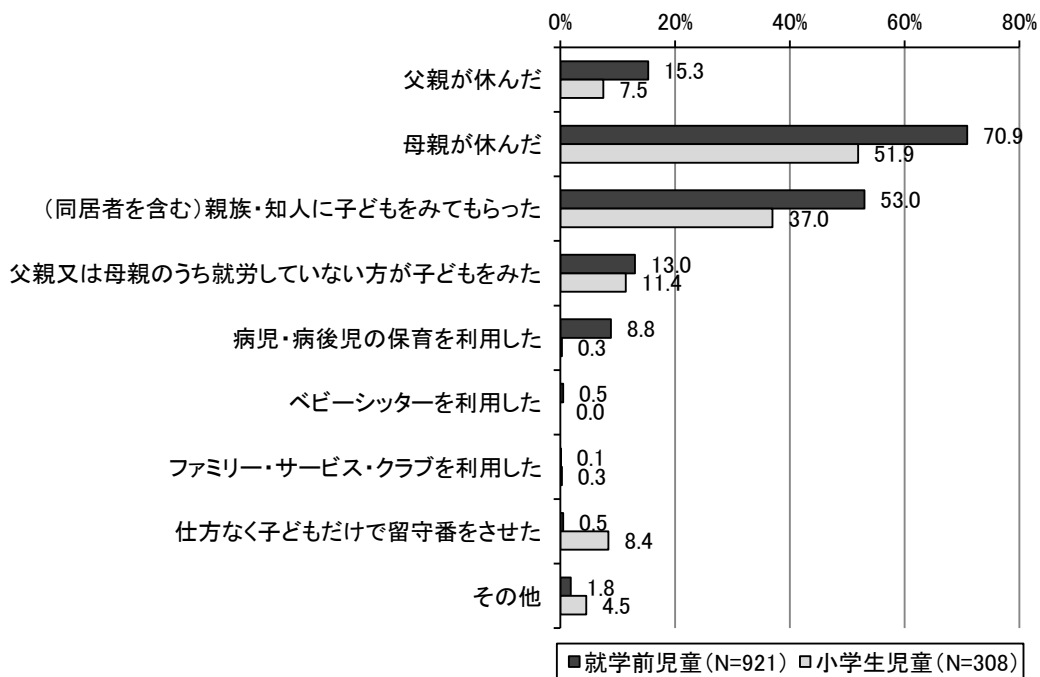
また、現在放課後児童クラブの利用者の満足度についてみると、日常の遊びや職員の配置、子どもへの接し方等、放課後児童クラブの日常的な活動に対する満足度が高いのに対し、利用者間のネットワークづくりや相談対応等のサポート面、安全対策や衛生対策等の整備面に関しては改善の余地が見られます。



(6) 病児・病後児保育について

子どもが病気やケガをしてしまい、幼稚園や保育園、小学校に通うことが出来なくなってしまう際の対応についてみると、「母親が休んだ」が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。その中では、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」という声も挙げられています。「幼稚園や保育園等に併設」や「小児科に併設」した形態を希望する回答が多くありました。

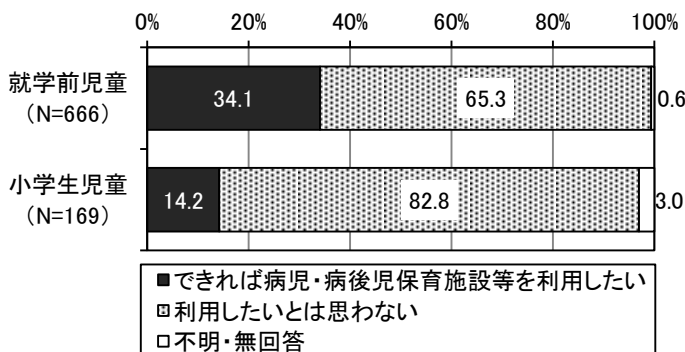
■ 過去1年間で子どもが病気やケガをしてしまった時の対応



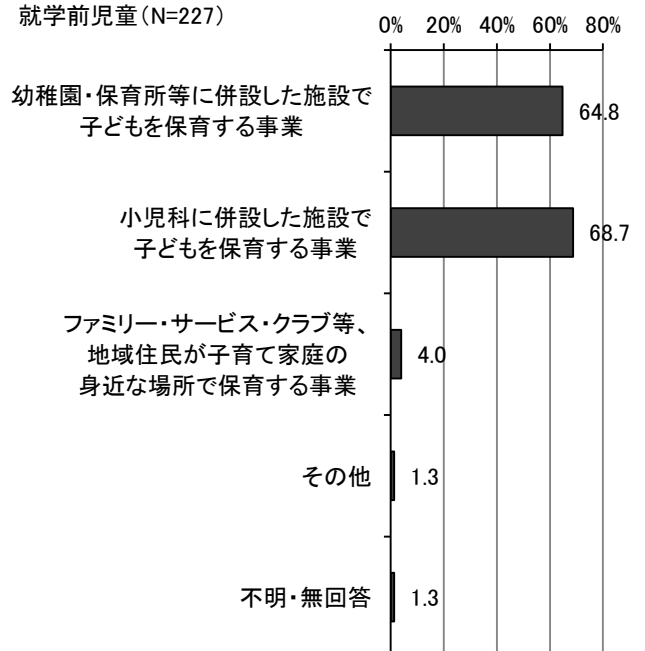
■ 病児・病後児保育の希望する形態(就学前のみ)

■ (父親か母親が休んだと回答した方のうち)

病児・病後児保育施設を利用したいと思ったか



就学前児童 (N=227)



(7) 地区別にみる坂井市の状況（就学前児童）

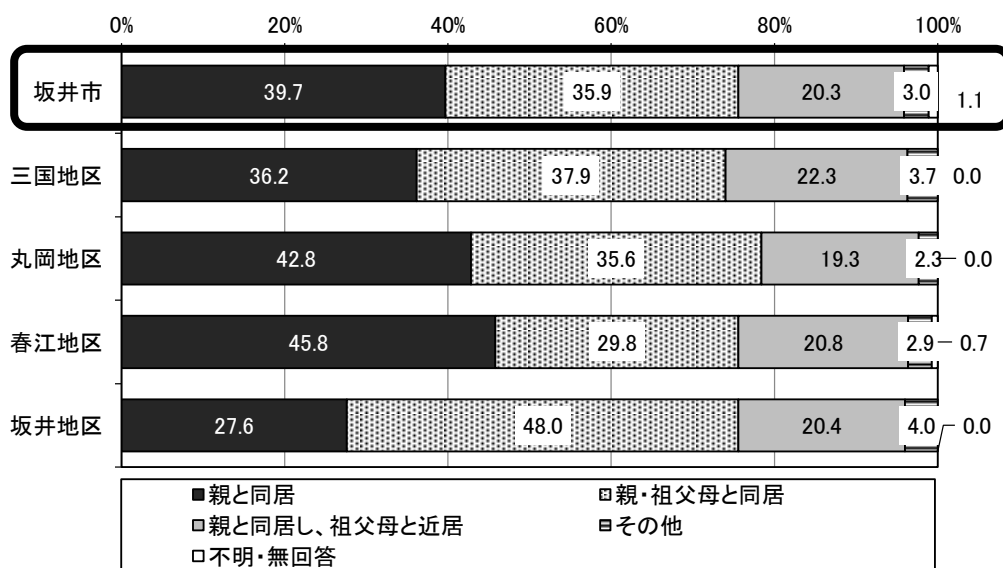
同居・近居の状況を見ると、春江地区では核家族の割合が高く、坂井地区では3世代の同居の割合が高いなど、世帯の構成が地区によって異なることがわかります。

また、母親の就労状況を見ると、3世代の同居の割合が最も高い坂井地区では、フルタイムで働く女性の割合が最も高くなっています。

地区ごとに異なる状況を考慮し、きめ細やかな子育て支援を考えていく必要があります。

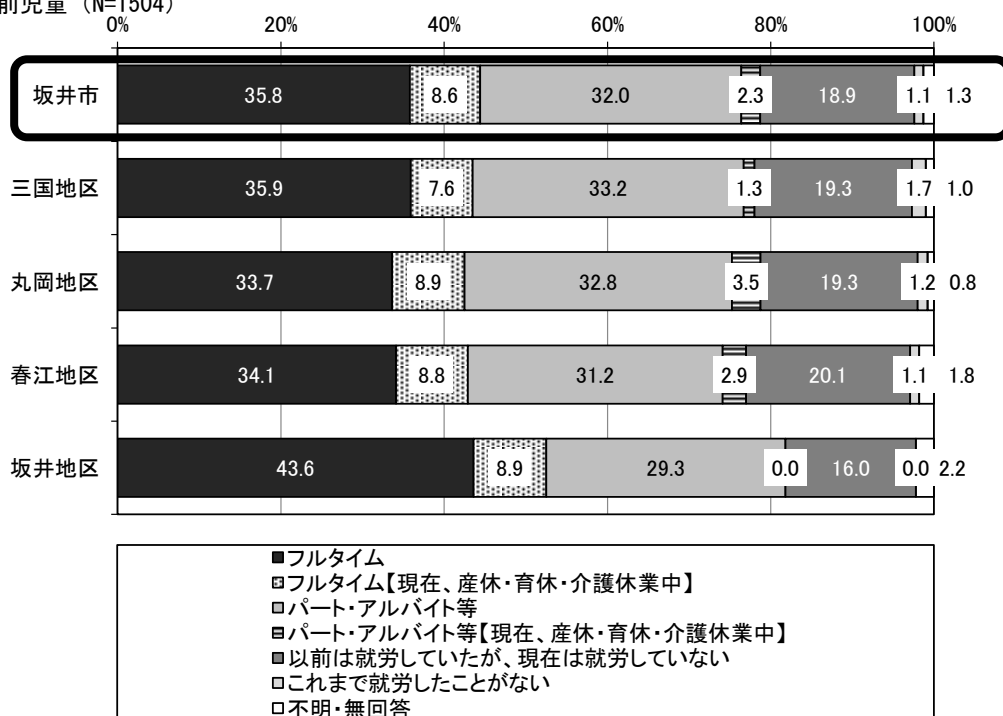
■同居・近居の状況×地区別

就学前児童 (N=1504)



■母親の就労状況×地区別

就学前児童 (N=1504)



3 目標事業量に対する達成状況

前回計画の特定事業に関する目標事業量に対する最新の実績は以下のとおりです。

事業名	事業内容		現状	目標	H26
			(H21)	(H26)	実績見込
① 通常保育事業 (市内全保育所定員数)	保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育ができない子どもを保護者に代わって保育し、豊かな人間性を育み、健全で調和のとれた子どもを育成するために、保育所の適正な運営を行う。	箇所	32	32	31
		定員	3,390人	3,390人	3,465人
② 特定保育事業	保護者の勤務形態により1ヶ月あたり概ね64時間以上当該児童を保育することができないと認められる場合、必要に応じ保育を実施する。	設置箇所	2	2	2
		定員	25人	25人	実人数 0
③ 延長保育事業	保護者の保育時間のニーズに合わせて保育時間の延長を実施する。	設置箇所	30	30	30
		定員	270人	300人	実人数 203人
④ トワイライトステイ事業	保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預けることができる体制を整備する。	箇所	2	2	3
⑤ 休日保育事業	就業形態の多様化に対応するため、休日保育の実施を検討する。	設置箇所	0	1	0
		定員	0	60人	0
⑥ 病児・病後児童保育事業	保育所通所児童等が病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とする子どもを保育する。	設置箇所	1	2	病児:2 病後児:3
		定員	4人	8人	病児:8人 病後児:11人
⑦ 放課後児童健全育成事業	昼間、保護者のいない小学生を学校で放課後に預かり、健全で充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導などを行う。	設置箇所	31クラブ	33クラブ	29か所 33クラブ
		定員	1,200人	1,400人	1,277人
⑧ 地域子育て支援 事業	ひろば型 保育所等の地域の施設を利用して、子育て中の親などが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合う事で、精神的な安定感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する。	箇所	2	2	3
	センター型 子どもと家庭を支援するネットワークを構築し、子育てに関する総合的な相談に対応する。内容によっては、地域へ出かけて、保健センターや保育所等の専門機関と連携して対応する。	設置箇所	4	4	3
⑨ 一時預かり事業	病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所等において一時的に子どもを預かり保育する。	設置箇所	10	10	14
		延人数/年	1,500人	1,900人	2,120人
⑩ ショートステイ事業	保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預けることができる体制を整備する。	箇所	2	2	3
⑪ ファミリーサポートセンター事業	地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員組織相互援助活動の実施を目指す。	箇所	0	1	0

4 各施策目標の達成状況

前回計画の策定時に各事業に対して設けた目標を一部抜粋しています。最新の実績からみる達成状況は以下のとおりです。

(1) 保健・医療の充実

【◎=目標達成 ○=改善 △=改善できず】

事業名	内容	H21 年度実績	H26 年度目標	H26 年度実績見込み	評価
マミー教室 (両親学級)	父親の育児参加・夫婦の育児協力を啓発する育児教室。第1子妊婦の参加率の増加を図る。	19%	25%	25.8% (H25 年度実績)	◎
乳児健診	乳児期の早い段階での健診の実施回数の増加を図る。	2回 (4ヶ月児 9・10ヶ月児健診)	3回 (1ヶ月児健診 追加)	3回	◎
5~6ヶ月児 育児相談	第2子以降になると欠席が増えるため、発達の節目としての利用を促すなどして参加率の増加を図る。	86%	100%	(H25 年度実績) 83.8%	△
任意予防接種の助成	予防接種の助成による接種率の向上を図る。 ①インフルエンザ ②おたふく ③ヒブ ④小児用肺炎球菌 ⑤子宮頸がん	新規事業 助成額/件 ① 2,000円 ② 2,000円 ③ 8,000円 ④ 10,000円 ⑤ 15,000円	-	(H25 年度実績) ○ 内接種率 ①3,188件 (65.7%) ②744件 (43.0%) ③3,354件 (79.3%) ④3,205件 (79.3%) ⑥ 112件 (7.9%) ③~⑤は、定期予防接種として実施 ⑤は、H25年6月から接種勧奨差し控え中	-
里帰り出産に対する 妊婦乳児健診助成	助成制度を周知し、利用者数の増加を図る。 ①妊婦健診 ②乳児健診	新規事業 H22 年度から実施	-	(H25 年度実績) ①47件 ②35件	-
AED の設置	小、中学校・保育園・公民館等、公共施設をはじめとした市内各所へAEDを設置する。	45箇所	107箇所	101箇所 必要な施設に設置完了	◎

(2) 「食育の推進」

事業名	内容	H21 年度実績	H26 年度目標	H26 年度実績見込み	評価
学校給食における 個別アレルギー対策	個々のアレルギーに対応した給食の代替食の提供が出来る地区を増やす。	丸岡地区	全地区	丸岡地区 春江地区 坂井地区	○
食育出前講座	市栄養士と食生活改善推進員が幼稚園や保育園に出向き実施する調理実習の回数。	年10回	継続実施	年15回実施 (H25 年度実績)	◎

(3) 学校教育活動の充実

事業名	内容	H21 年度実績	H26 年度目標	H26 年度実績見込み	評価
小学校・中学校の整備	施設整備を計画的にすすめる。	-	【小】20校中14校 【中】5校中4校	【小】14校中9校 【中】4校中3校	○
学校司書配置事業	司書教諭の全学校での配置を目指す。	24校	24校 うち1校廃校	【小】18校【中】5校 に司書教諭配置 【中】5校に司書配置	◎
幼稚園3年保育の検討・推進	幼稚園での3年保育実施園数の増加を図る。	6園	14園	9園	○

(4) 特別な支援を要する子どもへの支援体制の推進

事業名	内容	H21 年度実績	H26 年度目標	H26 年度実績見込み	評価
保育カウンセラー事業	保育カウンセラーからの適切な指導を受けることができる体制の整備を推進する。	新規事業 H22年度から実施	25園	園訪問33園 子育て支援拠点施設 訪問5箇所	◎
学級支援員配置事業	障がいを抱える子や気がかりな子どもが安全・安心に学校生活を過ごせるように支援員を配置する。	学級支援員等 32名	-	学級支援員等 58名	○

(5) 多様な活動の機会の提供

事業名	内容	H21 年度実績	H26 年度目標	H26 年度実績見込み	評価
青少年健全育成事業	青少年育成坂井市民会議を中心として、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図る。	111事業	115事業	113事業 (H25年度実績)	○
放課後子ども教室事業	公民館を利用した放課後子ども教室の実施数の増加を図る。	19教室	26教室	25教室 (H25年度実績)	○
放課後児童クラブ	利用ニーズが増加しているため、これに因るための施設面の整備と受け入れ態勢の充実を図る。	31クラブ	33クラブ	33クラブ	◎
スポーツ少年団事業 (62団体)	多様なスポーツの紹介を行い、団員数の増加を図る。	1,838	1,900人	1,844人 (H25年度実績)	○
家庭教育推進 (子育て講演会)事業	子育て講演会の実施校を増やす。	15校	19校	15校 (H25年度実績)	△
心の家庭教育支援事業	学校単位での子育て講演会の実施校の増加を図る。	1校	4校	14校 (H25年度実績)	◎
子どもの読書活動推進事業	おはなし会参加人数の増加を図る。	2,426人	3,100人	3,160人 (H25年度実績)	◎

(6) 次世代の親に向けての教育

事業名	内容	H21 年度実績	H26 年度目標	H26 年度実績見込み	評価
成人式事業	新成人の門出を祝うとともに、次世代の親としての意識を啓発する。	参加率 82.5%	参加率 90%	参加率 80.9% (H25 年度実績)	△
思春期教室	助産師や医師による性教育や命の大切さについての講義を開催する。	5回実施	継続実施	9回実施 (H25年度実績)	○

(7) 子育て家庭に対する経済的支援の充実

事業名	内容	H21 年度実績	H26 年度目標	H26 年度実績見込み	評価
子育てすくすく支援商品券支給事業	多子世帯における経済的負担の軽減、市内事業者や商店の経済活性化を図る。	新規事業 H23年度から実施	交付率 100%	交付率 100%	○
子ども医療費助成事業	医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。対象年齢の引き上げを検討する。	未就学児対象	対象を小6まで引き上げ	中3まで完全実施	◎

(8) 保育サービスの充実

事業名	内容	H21 年度実績	H26 年度目標	H26 年度実績見込み	評価
公立保育園民営化事業	保護者への説明や、理解を得ることなど住民意識をふまえた上で事業を推進する。	私立 11 箇所	16 箇所	私立 14 園	○
幼保一元化事業	少子化により公立幼稚園の中に少人数学級の園があることや施設の老朽化が進んでいることから、幼稚園と保育所における幼児教育の一元的推進を図る。	5箇所	20 箇所	8箇所	○

(9) 男女がともに子育てを担う

事業名	内容	H21 年度実績	H26 年度目標	H26 年度実績見込み	評価
父親の子育て推進事業	父親が集まって子育てについての情報交換できる機会を設ける。	新規事業	—	年4回 マミー教室と同時実施 (H25 年度実績)	◎

(10) 活動拠点の充実

事業名	内容	H21 年度実績	H26 年度目標	H26 年度実績見込み	評価
公民館活動事業 利用者数	地域住民の理解と協力・利用をより充実させる。	347,440 人	349,808 人	416,304 人 (H25 年度実績)	◎
スポーツ施設の整備	老朽化がすすんだ施設については改修を行う。	整備対象6施設あり	6 施設すべて整備	H22、H23 に1か所ずつ改修	○
児童館活動事業	地域の児童に健全な遊び場として開放し、健康の増進、豊かな情操を育む。子ども会などの諸団体と連携し、地域における健全育成活動の拠点となるよう進める。	14 児童館 月平均利用者数 (H21 年 1 月～12 月) 6,088 人	14 児童館	14 児童館 月平均利用者数 (H25 年 1 月～12 月) 5,661 人	△

(11) 安全なまちづくり

事業名	内容	H21 年度実績	H26 年度目標	H26 年度実績見込み	評価
交通指導員の配置 指導員数	適切な指導員数の設置をする。	60 人	64 人	55 人 (H25 年度実績)	△
防犯パトロール 支隊数	警察や地域住民との連携のもとで防犯隊員数の増加を図る。	19 支隊 195 人	21 支隊 210 人	210 人 (H25 年度実績)	◎
愛護センター事業	専任補導員による巡回点検や訪問を実施する。(延べ執務回数)	1,163 回	1,200 回	1,350 回 (H25 年度実績)	◎

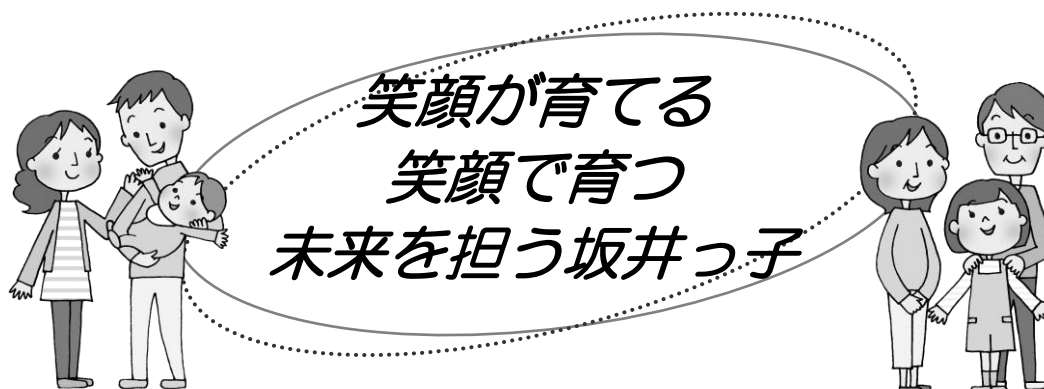
(12) 地域に暮らす市民のネットワーク形成

事業名	内容	H21 年度実績	H26 年度目標	H26 年度実績見込み	評価
ファミリーサポート センター事業	新規事業として設置を検討する。	新規事業	1 か所	なし	△
協働のまちづくり 事業への助成	まちづくり協議会に対する財政的な支援を強化する。	交付金の額 30,250 千円	予算額 46,600 千円	H25 年度決算額 43,061 千円	◎

※現在「H26 年度実績見込」欄は、H25 年度実績と混在していますが、H26 年度実績見込が記載可能な個所は、担当課に確認の上、修正する予定です。

第 3 章 計画の基本的な考え方（案）

1 子ども・子育ての基本理念



これまでの次世代育成支援行動計画においては、家庭における子育てを基本としながら、子どもの健やかな成長と親たちが安心して子育てできるように、地域で支援するという考えに基づき、「子ども」、「家庭」、「まち」の3つの側面から取り組みを推進してきました。

新制度の施行にあたり、国から提示されている基本指針においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会がめざされており、一層「子どもにとっての幸せ」という視点を強化し、すべての施策の真ん中に子どもを据えながら計画を推進していく必要があります。

「みんなが『笑顔』で暮らせるまち」をめざす坂井市において、家庭や地域の人々の笑顔が子どもを育て、また子ども自身が笑顔で育っていくことが、市の魅力と活気につながっていくと考えます。

また本市では、平成24年に、市民と市とが自治の主体としてともに考え、ともに行動する協働のまちづくりを推進していくため、「坂井市まちづくり基本条例」を施行しています。

今後は、より一層市民と市とが協働して、子どもや子育てに対する理解を深め、支援をしていくことで、坂井市の子どもたちが笑顔で健やかに成長し、家庭も笑顔に、まちも笑顔になる坂井市をめざします。

2 基本的視点

本計画では、基本理念に基づき計画を具体的に推進していくため、基本的視点を以下のとおり定めます。基本的視点は、これまでの次世代育成支援行動計画における考え方に、子ども・子育て支援法のかかげる考え方などを取り入れていくものとしします。

基本的視点Ⅰ 子どもが笑顔で育つまち

子どもの心身の健全な発達・育成を成長段階に沿って、教育・保育を提供し、総合的に支援します。子どもが自らの力で学び、健やかに成長するため、幼児教育・学校教育を充実します。また、子どもの健康を守るため、健診・医療の充実や食育の推進を図ります。

基本的視点Ⅱ 家庭が笑顔で育つまち

子どもの生活や成長を一番近くで支える家庭も、生活に喜びや幸福を感じながら子どもとともに成長していくことが大切です。

子育て家庭をサポートする、地域資源を活用した取り組みの推進や、男女がともに子育てし、子育ての喜びを共有するという意識の醸成、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めます。

基本的視点Ⅲ 地域が笑顔で育つまち

子どもが安心して外で遊べたり、安全に通園・通学できるよう、交通安全や防犯等に配慮した生活環境の整備を進めます。また、子どもが事故や犯罪被害にあわないよう、関係機関と連携し、子どもの安全の確保に努めます。幼稚園や保育園、学校、家庭および地域が相互に連携します。

また、地域に住む市民が主体的に子育てに参加して、まち全体が笑顔であふれ、成長できる社会をめざします。

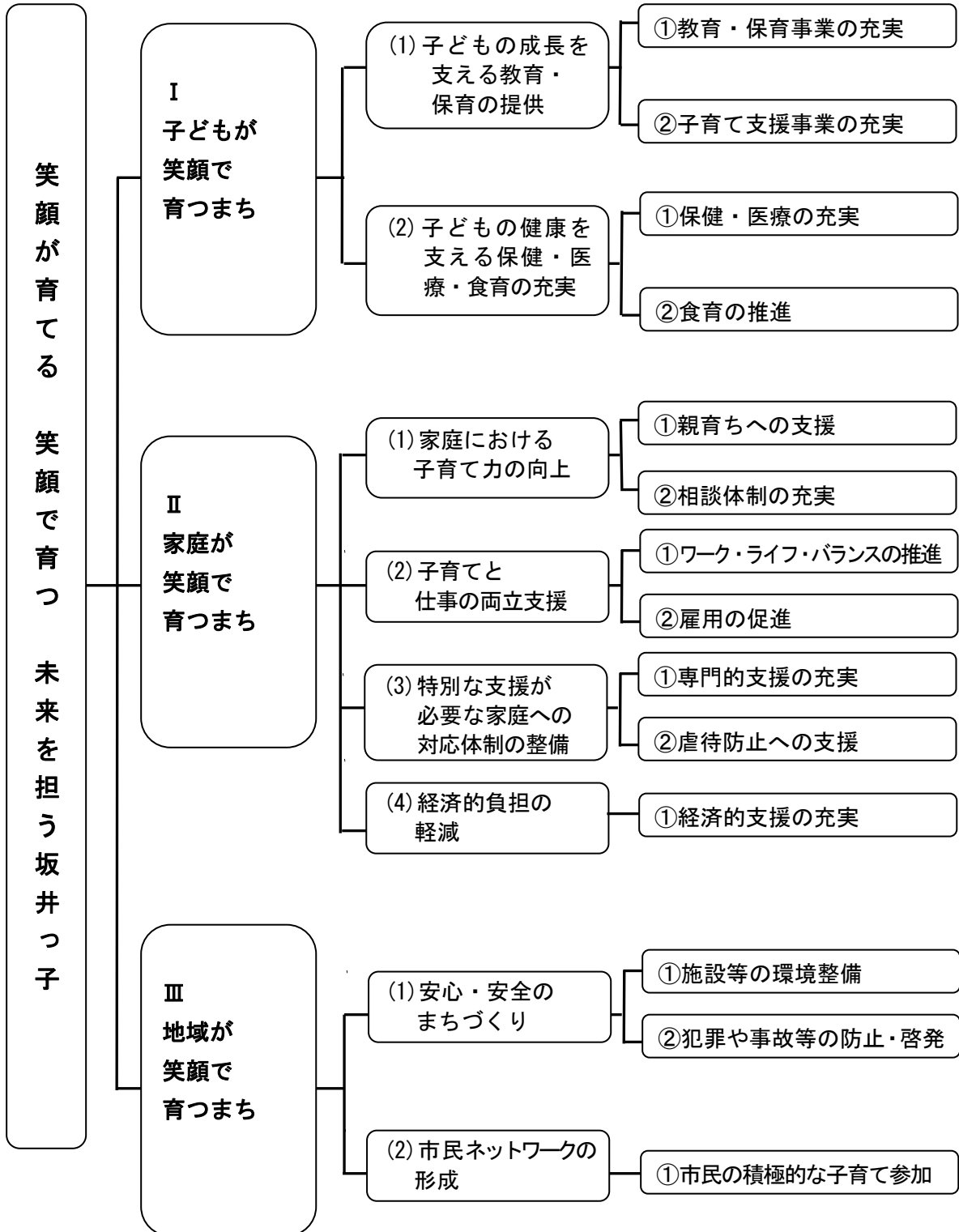
3 施策の体系

基本理念

基本的視点

基本目標

施策の方向



第4章 基本施策の展開（案）

1 子どもが笑顔で育つまち

現状と課題

国では、平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立、これに加え、平成27年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに10年間延長されることが決まりました。各市町村には、あらゆる面において、子どもと子育てを、質と量の両面から支援していく体制の整備が求められています。

本市においては、“子どもが主役”という視点を重視し、家族、地域、社会または子ども同士などと、多くのかかわりの中で、思いやりを持って日々成長できるよう、支援を行います。

本市には、住みやすい、子育てしやすい坂井市をめざして子育てに力を入れてきた背景があります。アンケートの自由回答では、「子育て支援の充実に感謝している」「今後も期待している」との声が多くみられました。一方で、「すべての子どもに、サービスを受けられる機会を平等に与えて欲しい」という声も多く挙げられています。

市内の子どもたちは、幼稚園、保育園等を利用しています。働く女性が増え、保育の必要性が高くなっている一方で、少子化のため幼稚園や保育園の統廃合がすすんでいます。一方、アンケート調査結果からは、現在保育園を利用されている方の中にも教育を受けさせたいという意向があるなど、教育・保育に対するニーズは多様化しています。今後は保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子どもたちが平等に、質の高い教育と保育を一体的に受けられることができるよう、整備をすすめます。預かり保育や延長保育、病児保育など、平日の昼間以外の保育サービスについても、より一層の充実をめざします。障がい、疾病、虐待、貧困等によって、特別な支援が必要な子どもに対しても、きめ細やかな支援を実施し、地域全体で支えていけるよう努めます。

また、子どもが心身ともに成長していくためには、健康面・医療面でのサポートも重要です。乳幼児期の各種健診や、各園・各学校での保健・健康に関する啓発、給食等を通じた食育の推進などに努めます。

(1) 子どもの成長を支える教育・保育の提供

保護者の就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育需要が拡大する中でも、量的な充実だけでなく、幼保連携・幼保一元化を含めた教育・保育の質的な向上をめざします。

「旧」は次世代育成支援行動計画の事業番号、「新」は今回計画の1からの付番です。

事業名・事業内容は前回計画のままです。法律等の改正や社会情勢の変化により、名称・内容が必要な場合があります。また、記載内容に統一感がない部分もありますので次回会議には精査したものをお示しします。

①教育・保育事業の充実

新	旧	事業名	事業内容	担当課
1	106	幼保一元化事業	教育・保育の一体的提供により、保護者の就労等にかかわらずすべての子どもたちが平等な機会のもとで幼児期を過ごすことができるよう、事業を推進する。 少子化により公立幼稚園の中に少人数学級の園があることや施設の老朽化が進んでいることから、施設等の統合を図る。	子育て支援課
2	34	幼稚園3年保育の検討・推進	望ましい幼児教育のあり方について検討・再編を図る。	教育総務課
3	56	子どもの読書活動推進事業	子どもが自主的に読書に親しむ機会を提供するための環境づくりと、読書活動への理解と関心を深める啓発、広報活動を実施する。	図書館
4	61	乳幼児期における読書活動事業	乳幼児期における本と出会う機会の充実を図るため、これから親になる世代に対して読書活動の重要性についての啓発、情報提供を行う。ブックスタート事業についても実施を検討する。	図書館 健康増進課
5	95	保育園の運営(通常保育)	保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育ができない子どもを保護者に代わって保育し、豊かな人間性を育み、健全で調和のとれた子どもを育成するために、保育園の適正な運営を行う。	子育て支援課

②子育て支援事業の充実

新	旧	事業名	事業内容	担当課
6	31	地域ふれあい交流事業	どろんこ教室等の体験学習を通し、子ども達の交流、地域との交流、学校間の交流を図る。	学校教育課
7	35	心身障害児就学指導事業	心身に障がいのある幼児及び児童・生徒の教育に関して、総合的で科学的な判断を行い適正な就学指導を図る。	学校教育課
8	40	障害児保育事業の充実	障がいをもつ子どもたちがより良い保育サービスを受けられるよう、内容の充実を図る。	子育て支援課

新	旧	事業名	事業内容	担当課
9	41	保育カウンセラー事業	気がかりな子どもへの専門的な理解を深め、障がい児保育の推進とサポート支援体制の確立を図るため保育カウンセラーを配置し、保育園を巡回して保育士、保護者への指導にあたる。	子育て支援課
10	43	児童デイサービス事業 (介護給付費支給事業) (H24～) 児童通所事業	障がい児を知的障害児施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適応訓練を行う。	社会福祉課 (H24～) 子育て支援課
	44	心身障害児童クラブ 育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない養護学校等に通学する障がい児の将来の社会活動への参加促進を目的として実施される心身障害児童クラブの健全な運営を図る。—— (H23年度より廃止)	社会福祉課
11	50	放課後子ども教室事業	放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て、学校・公民館などを利用し子どもの居場所づくりを行う。	生涯学習スポーツ課
12	51	放課後児童クラブ	昼間、保護者のいない小学生を学校で放課後に預かり、健全で充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導などを行う	子育て支援課
13	52	わんぱく少年団事業	自然の中で行われる様々な活動を通して、生涯にわたって自然に親しみ、豊かな人生を送るための基礎や手段を学ぶ。	生涯学習スポーツ課
14	53	スポーツ少年団事業	多くの子どもたちにスポーツをすることの楽しさと喜びを与え、スポーツを通して子どもたちの心と体を育てる。	生涯学習スポーツ課
15	86	子育て支援センター	子どもと家庭を支援するネットワークを構築し、子育てに関する総合的な相談に対応する。内容によっては、地域へ出かけて、保健センターや保育園等の専門機関と連携して対応する。	子育て支援課
16	87	つどいの広場	保育園等の地域の施設を利用して、子育て中の親などが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合う事で、精神的な安定感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する。	子育て支援課
17	88	保育園地域活動	保育園において、地域の需要に応じた幅広い活動を行うことにより児童の福祉の向上を図る。	子育て支援課
18	89	保育園の一般開放	在宅児の親子に遊び場の提供や育児相談を実施する。	子育て支援課
19	91	ひとり親家庭等日常生活支援事業	親の一時的な病気や技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭等により、日常生活で困った時、育児や食事の世話等を行う家庭生活支援員を派遣する。	子育て支援課

新	旧	事業名	事業内容	担当課
20	93	日中一時支援事業 (地域生活支援事業)	日中、障がいのある方を一時的に預かることにより、日中の活動の場を確保し、障がいのある方の家族の就労支援および介護の一時的軽減を図る。	社会福祉課
21	96	延長保育	保護者の保育時間のニーズに合わせて保育時間の延長を実施する。	子育て支援課
22	97	休日保育	就業形態の多様化に対応するため、休日保育の実施を検討する。	子育て支援課
23	98	特定保育	保護者の勤務形態により1ヶ月あたり概ね64時間以上当該児童を保育することができないと認められる場合、必要に応じ保育を実施する。	子育て支援課
24	99	乳児保育	保護者の就労条件等から産後8週からの入所を受け入れる。	子育て支援課
25	100	病児・病後児保育	保育園通所児童等が病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とする子どもを保育する。	子育て支援課
26	101	子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預けることができる体制を整備する。	子育て支援課
27	102	一時保育事業	病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、保育園等において一時的に子どもを預かり保育する。	子育て支援課
28	103	公立保育園民営化事業	市民のニーズに応えた多様な保育サービスを提供するため、民間の活力を導入し、更なる保育の質の向上を図る。	子育て支援課
29	104	民間保育園 施設整備補助事業	民間保育園が行う対象児童の拡大、保育サービスの充実、環境の整備のために行う施設整備に対して補助する。	子育て支援課
30	105	児童福祉施設 耐震化整備事業	児童の大切な生命を預かっている保育園等の安全確保を行なっていくことは必然的な事項である。このため、老朽化した建物について、年次計画をたて順次、診断と整備を行なう。	子育て支援課
31	131	ファミリーサポート センター事業	地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員組織相互援助活動の実施を目指す。	子育て支援課 観光産業課
32	132	里親制度の推進	里親制度について広く住民に啓発し里親登録を推進するとともに、里親を支援していく体制を整備する。	子育て支援課
33	新規	すみずみ子育てサポート事業の推進	保護者が、疾病、事故、冠婚葬祭、就職活動、公的行事参加などで、家庭で一時的に養育できない場合に、一時預かりや家事手伝いなどを行う。	子育て支援課

(2) 子どもの健康を支える保健・医療・食育の充実

子どもと母親の健康づくりのために、妊娠期から継続した育児支援を展開し健康診査や相談事業の充実を図ります。また、健康な身体づくりの基本となる食習慣や栄養摂取についても正しい知識が得られるよう、食育を推進します。

①保健・医療の充実

新	旧	事業名	事業内容	担当課
34	1	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付を行い母子の健康管理に役立てる。また、交付と同時に妊婦相談を実施する。	健康増進課
35	2	母子推進員の育成	母と子の健康を中心に地域の健康づくりを推進している活動を支援していく。	健康増進課
36	6	乳児健診	総合的な健診を行い、疾病の早期発見及び乳児の健全育成や保護者への育児支援を図る。	健康増進課
37	7	幼児健診 (1歳6ヶ月児・3歳児)	総合的な健診を行い、疾病の早期発見及び幼児の健全育成や保護者への育児支援を図る。	健康増進課
38	8	乳幼児歯科保健事業	保護者に対し、乳歯の頃からの虫歯予防について知識の普及を目的とする。(1歳6ヶ月・3歳児健診、1歳前後対象の歯の教室、子育て支援センターでの歯の教室)	健康増進課
39	10	4歳児発達確認	就学前の年齢までに子どもの成長発達について保護者自身に発達確認のチェック表を記入してもらい確認する機会とする。また発達面での気がかりな子ども・保護者の不安などについて把握し援助していく。	健康増進課
40	11	5～6ヶ月育児相談	離乳食の開始時期に合わせて実施し、乳児の成長発達を確認する。また、アンケートを実施し子育てについての不安解消に役立てる。	健康増進課
41	9 12	発達相談(ひまわりクリニック)	子どもの言葉遅れや情緒面での発達の不安などに対して小児科医など専門のスタッフが個別に相談を受け必要時は療育専門機関へつなげる。	健康増進課
42	13	予防接種の充実	感染症の予防及び蔓延を防ぐため予防接種法に基づき実施する。(BCG、ジフテリア破傷風百日咳、ポリオ、麻しん風しん、日本脳炎)	健康増進課
43	15	任意予防接種の助成	任意予防接種に対して助成することで、接種率を高め、感染症の予防および蔓延を防ぐ。(おたふくかぜ・インフルエンザ)	健康増進課

②食育の推進

新	旧	事業名	事業内容	担当課
44	22	食育出前講座	幼児に5感（見る・聞く・触る・嗅ぐ・味わう）を活用した調理体験を通して食べ物や調理に興味を持たせ、今後の食習慣形成の土台をつくる。	健康増進課
45	23	食生活改善推進員活動事業	健康的な食生活習慣普及や食育推進のため、地域に根付いた活動で栄養・食生活に関する知識を普及する。	健康増進課
46	24	食育活動事業	給食時間等の指導を通して子どもの健康、心の健全育成を図る。また、子どもがより身近に実感をもって地域の自然、食文化、産業等についての理解を深め、食べ物への感謝の気持ちを抱けるよう、地場産物の利用拡大を図る。	健康増進課 学校教育課 農林水産課
47	26	保育園における食育の推進	栄養士の指導の下、保育園での菜園活動を実施し、その収穫や調理を通して、食に対する興味を育てるとともに給食材料等を知る機会を設ける。保護者に対しては、食育の大切さを啓発する。	子育て支援課

2 家庭が笑顔で育つまち

現状と課題

近年、価値観やライフスタイルが多様化し、子育て家庭もさまざまな事情を抱えています。共働き家庭やひとり親家庭など、保育の必要性が高い家庭や、経済的に困窮している家庭、子どもとの向き合い方がわからず深刻な悩みを抱えている家庭など、何らかの支援を必要としている家庭もあります。そうしたすべての子育て家庭が心豊かに子どもと向き合い、それぞれの価値観を大切にしたい子育てができるように施策を推進することが大切です。

本市においては、核家族化の進行が顕著となっています。核家族世帯数は平成2年から20年間で1.5倍となっており、子育てをするうえで頼ることのできる親族等が近くにいない家庭も増えていると考えられます。身近に相談相手がない中でも、安心して子育てができるよう、家庭教育に関する情報提供や、相談体制の強化、学習機会の提供や世代間交流の機会の確保に努めます。

また、アンケート結果からみる女性の就労率は、過去5年間でさらに高まっています。小学生の保護者では、フルタイムでの就労が約全体の半数となっています。共働き家庭が増加する中で、子どもの健やかな成長を支えるには、子どもの育ちをサポートする保育サービスをはじめ、保護者が子育てしながら働きやすいよう、職場の理解や協力を得ることが不可欠です。また、男女がともに協力し、楽しみながら子育てや家事ができるよう、家庭内での役割分担を話し合うことも大切です。

男女ともに子育てと仕事を両立できるよう、関係機関・団体等と連携し、企業及び職場の協力・理解の促進を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。

また、ひとり親家庭等の自立に向けた支援、各種在宅福祉サービスの充実による障がいのある子どもと家庭への支援、児童虐待の防止など、支援を必要とする家庭を支える取り組みを推進するとともに、子育てにかかる経済的な負担の軽減など、育てやすい環境づくりをめざします。

(1) 家庭における子育て力の向上

子育ての第一義的責任を負うとされる「家庭」も、子育てを通じて成長していくことが大切です。各家庭の子育て力の向上のため、各種講座や相談事業を充実します。

①親育ちへの支援

新	旧	事業名	事業内容	担当課
48	3	マミー教室 (両親学級)	妊娠5ヶ月以上の妊婦とその父親を対象として、妊娠中及び出産後の健康管理・育児の方法などについて学ぶ機会とする。また、妊婦同士・父親同士が交流を持つ機会ともする。	健康増進課
49	4	妊婦・新生児・乳児等 訪問指導	妊婦・新生児・幼児については希望者・ハイリスク者宅などを訪問する。産婦・乳児については4ヶ月までに連絡を取り家庭訪問を実施し、対象者の健康管理、子育て支援を行う	健康増進課
50	5	妊婦健診	妊娠期の健康管理のため、全妊婦に医療機関での健診受診について14回分助成する。	健康増進課
51	14	特定不妊治療費 助成制度	特定不妊治療に要する経済的負担を軽減することで不妊に悩む夫婦の妊娠・出産を支援する。	健康増進課
52	16	里帰り出産に対する 妊婦乳児健診助成	里帰り出産に対し、県外受診の妊婦健診費用の助成を実施し、妊婦の健康管理に役立てる。	健康増進課
53	20	離乳食相談	乳児期の食の特徴や大切さを伝え、離乳食を進めていくなかで保護者の不安解消ができるよう助言等を行う。	健康増進課
54	21	栄養相談・栄養指導 の実施	子どもの成長や将来の生活習慣病予防の観点から、乳児期の栄養指導を保護者も含めて各種保健事業やイベントで実施し、電話相談にも応じている。	健康増進課
55	54	家庭教育推進 (子育て講演会)事業	就学時検診の際、親に対し子育てに関する講演会を実施する。	学校教育課
56	55	心の家庭教育支援事 業	家庭の教育力の向上を図るため、身近な地域において子育ての経験者等で、情報提供や学習機会の提供など家庭教育を支援する。	生涯学習 スポーツ課
57	84	育児講座	子育て支援センターや各保育園等において、保護者や地域の人たちの参加のもと、子育てに関する研修を行い、育児不安感を解消する。	子育て支援課

新	旧	事業名	事業内容	担当課
	85	子育てサロン	保育園や幼稚園に通う親同士が交流を深め子育ての悩み・楽しさについて話し合える場を提供する。 (現在保育園では行っていないとのことですので、削除しています。)	子育て支援課
58	107	男女共同参画啓発事業	固定的な性別役割を見直し、家事や育児などに男女の共同参加が進むように意識啓発に努める。	まちづくり 推進課
59	109	父親の子育て 推進事業	父親がより積極的に子育てにかかわるよう、啓発のためのパンフレット・小冊子を配布し、意識の向上を図る。	健康長寿課 子育て支援課
60	133	地域組織活動の充実 (母親クラブ)	親子及び世代間交流、児童養育に関する活動、児童の事故防止活動など、地域を単位として子どもの健全育成に寄与する自主的団体の活動を支援する。	子育て支援課
61	134	子育てサークル支援	子育てをする親同士が、お互いに助け合うことができる子育てサークルの活動を多面的に支援する。	子育て支援課

②相談体制の充実

新	旧	事業名	事業内容	担当課
62	90	ひとり親家庭等に対する自立支援	自立支援員を配置して、ひとり親家庭が抱える様々な相談に応じるとともに、自立できるための支援を行う。	子育て支援課
63	92	子どもと女性に対する 相談事業	家庭児童相談員と女性相談員を配置して情報を共有しながら、様々な問題について対応する。	子育て支援課
64	94	相談支援事業 (地域生活支援事業) 業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、必要な情報提供の支援を行う。	社会福祉課 子育て支援課

(2) 子育てと仕事の両立支援

子育てにかかる負担が、どちらか一方の性に偏ることなく、仕事と子育てを両立し、父親も母親もともに子育てに積極的にかかわっていただけるよう、意識啓発や労働環境への働きかけを行います。

①働き方の見直し・啓発

新	旧	事業名	事業内容	担当課
65	110	育児・介護休業制度の周知啓発	福井労働局・県などが発行する制度周知のためのリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。	観光産業課

※関連事業があれば項目追加します。国で任意記載項目として示されている「産休・育休明けのスムーズな幼稚園・保育園利用」に関わる項目など。

②雇用の促進

新	旧	事業名	事業内容	担当課
66	64	職業訓練の周知・紹介	県などが実施している能力開発講座のリーフレット等の窓口設置、問い合わせ等への対応による周知をする。	観光産業課
67	65	男女共同参画に配慮した雇用に関する啓発活動の推進	男女雇用機会均等法に基づく制度に関するリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。	観光産業課
68	66	求人情報の提供	ハローワークが毎週発行する求人情報を支所窓口に掲示し、情報提供する。	観光産業課

(3) 特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備

ひとり親世帯をはじめ、家族状況などさまざまな要因から、社会的な養護を必要とする子どもたちがいます。それぞれの状況に応じ、安全で安心な生活環境の確保に向けた取り組みを進めます。

①専門的支援の充実

新	旧	事業名	事業内容	担当課
69	62	ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金事業	雇用保険法による教育訓練給付を受給できないひとり親家庭の親が、指定教育訓練を受講し、修了した場合に、経費の一部を支給する。	子育て支援課
70	63	高等職業訓練促進給付金等支給事業	経済的な自立を目指すひとり親に対して、専門的な資格取得のための修学期間中における生活費を支援する。	子育て支援課
71	68	児童扶養手当	ひとり親家庭の親に対し、扶養手当を支給する。	子育て支援課
72	70	交通災害等遺児就学支度金	小・中学校に就学予定の児童を扶養する一人親家庭に対して申請に基づき支給される。	子育て支援課
73	71	交通遺児救援金支給	生計を一にしていた父、母又は未成年後見人を交通災害で失った、義務教育就学中の児童又は生徒に救援金を支払う。	子育て支援課
74	73	重度障害者（児）医療費助成事業	重度障がい者(児)の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分（保険適用分）を助成する。	社会福祉課
75	74	重症心身障害児（者）福祉手当支給事業	身体障害者手帳2級以上等の在宅障害児（者）で、特別児童扶養手当や障害児福祉手当を受給できない方に支給する。	社会福祉課
76	75	障害児福祉手当支給事業	身体または知的発達の重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給する。	社会福祉課
77	76	ひとり親・寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付の受付を行う。	子育て支援課
78	77	ひとり親家庭等への医療費助成	ひとり親家庭等を対象に医療費の一部を助成し経済的負担の軽減を図ることで、保健の向上と福祉の増進に寄与する。	子育て支援課
79	78	特別児童扶養手当支給事業	身体または知的発達に障がいのある20歳未満の児童を監護する父や母、もしくは養育者に県が支給する。	社会福祉課

新	旧	事業名	事業内容	担当課
80	79	日常生活用具給付事業（障害児・者）	在宅の障がい児に対し、日常生活が円滑に行なわれるよう、日常生活用具の給付や貸与を実施する。	社会福祉課
81	80	補装具費支給事業（障害児・者）	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を交付や、修理等を行う。	社会福祉課
82	81	特別支援教育就学奨励費援助事業	小学校・中学校の通常学級に在籍する特別支援学校相当と判断された児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一部を補助する。	学校教育課

②虐待防止への支援

新	旧	事業名	事業内容	担当課
83	136	民生児童委員活動	地域の子どもを取り巻く環境を日頃から把握し、支援が必要な場合は、関係機関に報告して見守りをする。特に主任児童委員は学校・保育園・児童館等を訪問し、民生児童委員と協働して必要な支援を行う。	社会福祉課
84	137	気になる子のフォロー体制の充実	保育園、幼稚園、小学校、中学校へと切れ目なくつながる、保健・医療・福祉の連携による子どものフォロー体制の構築に努める。	社会福祉課 健康増進課 子育て支援課
85	138	要保護児童対策地域協議会	児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応が円滑に行えるよう、児童相談所や教育機関・保育園・保健センター・警察等の関係機関が連携し支援体制を構築していく。	子育て支援課

(4) 経済的負担の軽減

子育て家庭が経済的な不安がなく、安心して生活できるよう、経済的負担の軽減を図ります。

①経済的支援の充実

新	旧	事業名	事業内容	担当課
86	67	児童手当給付	中学校3年生までの児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭生活の安定と児童の健全育成及び資質の向上を図る。	子育て支援課
87	69	保育料負担軽減	保育園に同一世帯から二人以上の乳幼児が入所している場合や入所児童が第3子以降の場合、また低所得の母子世帯等の保育料を軽減する。	子育て支援課
88	72	子ども医療費助成事業	中学校3年生までの児童の医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、児童の保健の向上と福祉増進に寄与する。	子育て支援課
89	82	幼稚園教育推進事業 (就園奨励費補助事業)	私立幼稚園に就園奨励費補助金を交付することで保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の推進を図る。	学校教育課
90	83	就学援助費支給事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対する必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	学校教育課
91	新規	すくすく商品券	多子世帯における経済的負担の軽減、市内事業者や商店の経済活性化を図る。	子育て支援課
92	新規	養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において、医療の給付または医療に要する費用を公費で負担し、出生児の健康を保持増進を目的に実施する	子育て支援課
93	新規	特定疾患特別見舞金 支援事業	治療が極めて困難な特定疾患患者（小児慢性特定疾患患者も含む）の経済的負担を軽減する。	社会福祉課

3 地域が笑顔で育つまち

現状と課題

子どもが元気に遊び、学び、育っていくためには、地域が安全で、子どもも保護者も安心できる場所であることが大切です。

子どもや子育て家庭が、経済的な不安や犯罪、事故、災害等の危険性がなく安心して暮らせるまちは、地域住民全体がゆとりや安心感をもって生活できるまちであるといえます。しかし近年、社会的問題として注目されている、貧困の中で苦しむ子どもの増加、平成 23 年に発災した東日本大震災とその後の原子力災害の影響、またスマートフォンやインターネット等の普及の影響から、子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれることも少なくありません。子どもたちを守るためには、家庭、学校、地域社会はもとより、警察等の関係機関や行政がさらに緊密な連携を図りながら、子どもたちが犯罪等に巻き込まれないよう、健全に育まれる環境づくりが求められます。

坂井市においては、子どもたちが安心して地域で遊ぶことができ、また親子で気軽に外出ができる環境をつくるため、地域住民との協働による様々な交流の機会の創出や生活環境の整備を行います。また、子どもたちの安全を守るため、道路整備や公園整備をすすめます。

また、地域に根ざした子育て支援に関するさまざまな活動やボランティア活動などを通じ、地域住民の経験や知識・技能などを積極的に活用し、地域の連帯感や教育力の向上に努めます。

坂井市では、『人口減少対策本部』を設置し、「人口減対策」と「選ばれる都市づくり」を柱に、定住促進や少子高齢化対策を進め、また若者に対して市の魅力を発信するため、施策検討を進めています。

子どもたちが坂井市で育ったことを誇りに思い、「自分も坂井市で子育てがしたい」と思えるまちをめざし、地域全体、まち全体で子育てを支援します。

※随時数値で示される現状や取り組み等について修正・追記します。

(1) 安心・安全のまちづくり

子どもや子育て家庭はもとより、地域住民全体がゆとりや安心感をもって生活できるよう、犯罪や事故の発生防止を図るとともに、安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境や公共施設、公園等の充実に努めます。

①施設等の環境整備

新	旧	事業名	事業内容	担当課
	17	AEDの設置	不特定多数の者が利用する施設にAEDを設置する。 (設置が完了、削除します)	健康増進課
94	18	医療機能の充実	高度な診療や治療に対応できる医療機器の導入および更新を図る。	三国病院
95	19	緊急医療対策事業	<u>地域内医療機関をはじめとする病院と一般診療所の連携、消防との連絡体制を強化しながら、医療相談業務の推進と夜間・休日等の救急時の医療体制を確保する。</u>	三国病院
96	111	児童館活動事業	子どもたちが安全かつ安心して活動できるよう、耐震補強を含めた施設環境の整備に努める。	子育て支援課
97	113	集会等施設整備への助成	コミュニティ活動を目的とした集会施設等の増改築及び修繕に関する経費に対し、補助金を交付する。	まちづくり推進課
98	114	スポーツ施設の整備	子供を含むあらゆる市民が安全で快適に使用できるよう、体育館や運動公園などスポーツ施設の整備を計画的に進める。	生涯学習スポーツ課
99	115	公園維持管理	市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行う。	都市計画課
100	116	児童小遊園地遊具整備補助金事業	児童に健全な遊び場を与えることで体力の増進と情操の高揚を図るため、各行政区の公園の遊具設置に対して補助金を交付する。	子育て支援課
101	117	学校施設の開放	市民の交流活動のために学校施設を開放することで地域に拓かれた学校を目指すとともに、施設の利活用を図る。	教育総務課
102	118	危険箇所の点検及び補修	市内における道路等の危険箇所を点検し、危険箇所の補修に努める。	建設課
103	120	歩道整備	子どもと一緒に安全に安心して歩行できるように、段差をなくしたりすることでバリアフリー化を目指し、歩道の整備を進める。	建設課

新	旧	事業名	事業内容	担当課
104	122	防犯灯設置事業	本市の自治会が犯罪、非行及び事故等の発生防止のために実施する防犯灯設置事業に対し、補助金を交付する。通学路に防犯灯を設置し、児童・生徒の安全確保を図る。	安全対策課
105	129	まちなかキッズルーム	乳幼児を連れて外出した場合に、授乳やおむつ交換ができる場所を備えたスペースやベッドなどを公共施設に設置する。	子育て支援課

②犯罪や事故等の防止・啓発

新	旧	事業名	事業内容	担当課
106	119	交通安全施設整備	市が管理する道路に区画線、転落防止柵、視線誘導標を設置する等、交通安全施設整備に取り組む。	建設課
107	121	安全安心まちづくり事業	市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに関する施策を実践する。また、有効な施策の実践については、各機関どうしの連携が不可欠であるため、年に1～2回の安全安心まちづくり推進会議を開催し、安全安心まちづくりに関する施策について協議する。	安全対策課
108	123	交通安全教室	交通指導員による小学校での自転車教室および婦人指導員による保育園・幼稚園での交通教室等を実施し、児童・園児の交通安全意識の向上を図る。	安全対策課
109	124	交通安全図画ポスターコンクールの実施	交通事故のない安全で安心なまちを目指し、児童の交通事故の防止を図るため、市内の小学生を対象に交通安全図画ポスターコンクールを実施する。	安全対策課
110	125	交通指導員の配置	交通指導員を配置し、早朝や薄暮時の街頭指導・巡回広報パトロールを実施することにより、子どもを含めた住民の交通事故防止を図る。	安全対策課
111	126	防犯パトロール	犯罪を未然に防ぐため、市内の拠点を中心に防犯パトロールを実施する。	安全対策課
112	127	不審者対策	各保育園や幼稚園、学校において防災訓練を実施し不測の事態に備える。また職員を対象に講習会を開催し、予防や防護策を学ぶ	安全対策課

新	旧	事業名	事業内容	担当課
113	128	愛護センター事業	青少年の実態を把握し、その愛護の完ぺきを期するとともに健全な育成を図る。具体的な取り組みとして、補導員による街頭指導・少年相談・学校周辺及び通学路付近の警戒並びに青色回転等による見守り活動・不審者対策巡回活動などを行い青少年の健全な育成を図る。	生涯学習 スポーツ課

(2) 市民ネットワークの形成

地域住民が連携を図り、子育てを通じてまち全体が成長することをめざします。

①市民の積極的な子育て参加

新	旧	事業名	事業内容	担当課
114	47	子ども会育成事業	坂井市子ども会育成連絡協議会を事業主体として、子ども会活動を通して子どもの健全育成を図る。	生涯学習 スポーツ課
115	48	社会教育団体 育成事業	青少年団体の育成を図る。	生涯学習 スポーツ課
116	49	青少年健全 育成事業	坂井市青少年育成坂井市民会議を中心として、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図る。	生涯学習 スポーツ課
117	108	出前子育て支援センター	地域における集会や企業等に子育て支援センターの職員が出かけて、父親の子育て参加意識の啓発を図る。	子育て支援課
118	112	公民館活動事業	実生活に即した教育、学術および文化に関する事業を行っていくことで、区域内住民の教養の向上・健康の増進などを図り、生活文化の振興と社会福祉の増進を進める。	生涯学習 スポーツ課
119	135	協働のまちづくり 事業への助成	市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、公民館を拠点に、地域住民が主体となって“住みよい愛着と誇りの持てる地域づくり”に取り組んでいる「まちづくり協議会」の運営や活動に対し、事務的及び財政的な支援を行なう。	まちづくり 推進課
120	新規	コミュニティセンターの設置		まちづくり 推進課

第5章 量の見込み及び確保の内容

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）とします。ただし、事業の実施にあたっては小学校区単位など、各地区の実状を踏まえて行うものとします。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

坂井市	平成 27 年度					平成 28 年度					平成 29 年度				
	1号 (3-5歳) 教育のみ	2号 (3-5歳)		3号 (0~2歳) (保育の必要性あり)		1号 (3-5歳) 教育のみ	2号 (3-5歳)		3号 (0~2歳) (保育の必要性あり)		1号 (3-5歳) 教育のみ	2号 (3-5歳)		3号 (0~2歳) (保育の必要性あり)	
		教育	保育	0歳	1,2歳		教育	保育	0歳	1,2歳		教育	保育	0歳	1,2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	263	258	1,772	300	1,141	262	258	1,770	295	1,124	262	257	1,767	292	1,115
②確保の内容	認定こども園 幼保園 幼稚園 保育園	2,506		270	1,136	2,521		309	1,150	2,536		333	1,150		
	地域型 保育事業														
②-①	213		-30	-5	231		14	26	250		41	35			

坂井市	平成 30 年度					平成 31 年度					
	1号 (3-5歳) 教育のみ	2号 (3-5歳)		3号 (0~2歳) (保育の必要性あり)		1号 (3-5歳) 教育のみ	2号 (3-5歳)		3号 (0~2歳) (保育の必要性あり)		
		教育	保育	0歳	1,2歳		教育	保育	0歳	1,2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	264	259	1,779	287	1,099	259	255	1,752	283	1,083	
②確保の内容	認定こども園 幼保園 幼稚園 保育園	2,551		350	1,150	2,551		350	1,150		
	地域型 保育事業										
②-①	249		63	51	285		67	67			

●坂井市には平成 26 年現在、待機児童がおらず、すべての子どもたちが、教育・保育のサービスが受けられる体制が整っています。増大する0~2歳の保育ニーズに対応するための体制強化が求められます。

※前回からの修正点

「②確保の内容」欄

前回資料では、最大限受け入れ可能な人数を記載していましたが、保育士の確保等を含め利用可能な人数として修正しました。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①地域の保育事業の実施

■延長保育事業:

坂井市	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延長保育事業					
①量の見込	579 人	575 人	571 人	569 人	561 人
②確保の内容	579 人	575 人	571 人	569 人	561 人
②-①	0	0	0	0	0

●現在坂井市では、市内 30 か所の保育所で延長保育事業を実施しています。今後も受け入れ体制を確保し、実施を続けます。

■子育て短期支援事業:

坂井市	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子育て短期支援事業					
①量の見込	28 人日	27 人日	27 人日	27 人日	27 人日
②確保の内容	28 人日	27 人日	27 人日	27 人日	27 人日
②-①	0	0	0	0	0

●現在坂井市では、市外の 3 か所の施設への委託により、ショートステイ事業を実施しています。今後も受け入れ体制を確保し、実施を続けます。

■地域子育て支援拠点事業:

坂井市	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	44,556 人回	43,884 人回	43,464 人回	42,816 人回	42,192 人回
②確保の内容	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

●現在坂井市では、6か所で地域子育て支援拠点事業を実施しています。各地域で子育て支援に対するニーズに応え、また、保護者同士、子ども同士が交流の場を持つことができるような雰囲気づくりが求められています。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業:

坂井市		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の 見込	①1号認定による利用	140 人日	139 人日	139 人日	140 人日	138 人日
	②2号認定による利用	69 人日	69 人日	69 人日	69 人日	69 人日
②確保の内容		209 人日	208 人日	208 人日	209 人日	207 人日
②-①		0	0	0	0	0

●坂井市では、在園児を対象とした一時預かりの利用事業は、私立幼稚園 1 園と、すべての公立幼稚園（平成 28 年度よりすべて幼保園となる）で受け入れ体制を確保し、実施します。

■一時預かり事業(すみずみサポート事業を含む):

坂井市		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込		5,286 人日	5,522 人日	5,770 人日	6,032 人日	6,307 人日
②確保の内容	一時預かり事業	5,286 人日	5,522 人日	5,770 人日	6,032 人日	6,307 人日
②-①		0	0	0	0	0

●現在坂井市では、未就園児を対象とした一時預かり事業を 14 か所で実施しています。今後も受け入れ体制を確保し、実施を続けます。

※前回からの修正点

「①量の見込」「②確保の内容」欄

保育所での一時預かりで算出していましたが、すみずみサポート事業を含めた内容となるため修正しました。

■病児・病後児保育事業:

坂井市		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込		2,898 人日	2,870 人日	2,840 人日	2,809 人日	2,774 人日
②確保の内容	病児・病後児保育事業	2,898 人日	2,870 人日	2,840 人日	2,809 人日	2,774 人日
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業)					
②-①		0	0	0	0	0

●現在坂井市では、2か所で病児保育事業、3か所で病後児保育事業を実施しています。
現在の一日の受け入れ可能人数は、病児が8人、病後児が11人となっています。

■利用者支援事業【新規】:

坂井市		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込		4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
②確保の内容		4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

●3か所の子育て支援センターと、子育て支援課で事業を実施します。

②放課後児童クラブ事業の実施

■学童保育:

坂井市		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込	小学校低学年	1,131人	1,122人	1,083人	1,036人	997人
	小学校高学年【新規】	485人	476人	479人	480人	476人
②確保の内容	学童保育事業	1,616人	1,598人	1,562人	1,516人	1,473人
②-①		0	0	0	0	0

●現在坂井市では、29か所（33クラブ）で小学校低学年の児童クラブを実施しています。一部クラブでは6年生まで受け入れを行っています。今後は、市内全体で6年生まで受け入れができるよう、段階的に整備や指導員の確保をすすめます。

※前回からの修正点

「①量の見込」欄

低学年は想定児童数×約38%、高学年は想定児童数×17%で算出していましたが、ニーズ調査の結果（5歳児保護者）では、低学年の利用希望が41.4%、高学年の利用希望が17.4%であるため、低学年を42%、高学年を18%で再計算しました。

「②確保の内容」欄

「① 量の見込」をまかないきれの場合は、「①量の見込」と同数を記入しました。（実際の最大限受け入れられる人数は、前回資料のとおりです。）

③健康にかかわる保育事業の実施

■乳児家庭全戸訪問事業:

坂井市	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	740 人	738 人	727 人	718 人	706 人
②確保の内容	740 人	738 人	727 人	718 人	706 人
	実施体制: 坂井市新生児訪問嘱託員、保健師 実施機関: 坂井市健康増進課				

●生後4か月になるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。

■養育支援訪問事業:

坂井市	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	23 人	28 人	33 人	40 人	48 人
②確保の内容	23 人	28 人	33 人	40 人	48 人
	実施体制: 保健師 実施機関: 坂井市健康増進課				

●児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師等の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

■妊婦健診:

坂井市	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	740 人	738 人	727 人	718 人	706 人
②確保の内容	740 人 (10,360 人回)	738 人 (10,332 人回)	727 人 (10,178 人回)	718 人 (10,052 人回)	706 人 (9,884 人回)
	実施場所: 福井県医師会 福井大学医学部附属病院 福井県立病院 公立丹南病院 福井赤十字病院 坂井市立三国病院 織田病院 瀧澤助産院 ささした助産所 かたおか助産所 等 項目: ①初期血液検査 (血液型、B 型肝炎抗原検査、C 型肝炎抗体検査、HIV 抗体価検査、 梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体価検査) ②妊婦一般健康診査(14 回) ③HTLV-1 抗体検査 ④性器クラミジア検査 ⑤子宮頸がん検診 ⑥妊婦精密健康診査				

●実施は各医療機関に委託しています。項目は6つとなっています。

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、坂井市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育て支援にかかわる、家庭をはじめとした、幼稚園や保育園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を市民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報についても市民への周知・啓発を図ります。

2 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、坂井市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

参考資料

- ・策定経過
- ・委員名簿
- ・子ども・子育て会議設置要綱
- ・用語解説 等